（令和８年４月１日現在）

▲ファクシミリ通信網サービス契約約款（平成11年経企第32号）

実施　平成11年７月１日

目次

第１章　総則 …… 4
第１条　約款の適用
第２条　約款の変更
第２条の２　約款の公表
第３条　用語の定義
第２章　ファクシミリ通信網サービスの種類等 …… 7
第４条　ファクシミリ通信網サービスの種類
第４条の２　外国における取扱いの制限
第５条　ファクシミリ通信網サービスの品目等
第３章　ファクシミリ通信網サービスの提供区間等 …… 7
第６条　ファクシミリ通信網サービスの提供区間等
第４章　契約 …… 8
第１節　第１種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 …… 8
第７条　契約の単位等
第８条　第１種契約申込の方法
第９条　第１種契約申込の承諾
第９条の２　国際ファクシミリ通信の利用
第10条　第１種ファクシミリ通信網サービスの区別の変更
第11条　その他の契約内容の変更
第12条　第１種利用権の譲渡
第12条の２　ファクシミリ通信網契約に係る利用限度額
第13条　第１種契約者が行う第１種契約の解除
第14条　当社が行う第１種契約の解除
第15条　特定協定事業者の契約の解除等に伴う第１種契約の扱い
第16条　その他の提供条件
第２節　第２種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 …… 11
第17条　削除
第18条　削除
第19条　削除
第20条　削除
第21条　削除
第22条　削除
第23条　削除
第24条　削除
第25条　削除
第26条　削除
第27条　削除
第28条　削除
第３節　第３種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 …… 11
第29条　削除
第30条　削除
第31条　削除
第32条　削除

第33条　削除
第34条　削除
第35条　削除
第４節　第４種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 11
第36条　契約の種別
第36条の２　契約の単位
第36条の３　他社接続契約者回線等の収容
第36条の４　第４種契約申込の方法
第36条の５　第４種契約申込の承諾
第36条の６　国際ファクシミリ通信の利用
第36条の７　ファクシミリ通信網番号
第36条の８　品目の変更
第36条の９　最低利用期間
第36条の10　回線収容部の変更
第36条の11　利用の一時中断
第36条の12　特定協定事業者等の契約の解除等に伴う第４種契約の扱い
第37条　その他の提供条件
第５節　第５種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 13
第38条　契約の単位
第39条　第５種契約申込の方法
第40条　第５種契約申込の承諾
第41条　第５種利用権の譲渡の禁止
第42条　その他の提供条件
第５章　付加機能 14
第43条　付加機能の提供
第44条　付加機能の利用の一時中断
第45条　利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能
第６章　利用中止等 15
第46条　利用中止
第47条　利用停止
第48条　接続休止
第７章　通信 16
第49条　通信の区別
第50条　通信利用の制限等
第51条　他社接続契約者回線等又は利用回線による制約
第52条　通信ページ数の算定
第52条の２　国際ファクシミリ通信の取扱い地域
第８章　料金等 17
第１節　料金及び工事に関する費用 17
第53条　料金及び工事に関する費用
第２節　料金等の支払義務 17
第54条　基本料金の支払義務
第55条　通信に関する料金の支払義務
第56条　手続きに関する料金の支払義務
第57条　工事費の支払義務
第３節　料金の計算等 19
第58条　料金の計算方法等
第59条　債権の譲渡等
第４節　割増金及び延滞利息 19

第60条　割増金
第61条　延滞利息
第９章　保守 ····· 19
第62条　契約者の切分責任
第63条　修理又は復旧の順位
第10章　損害賠償 ····· 20
第64条　責任の制限
第65条　免責
第11章　雑則 ····· 21
第66条　承諾の限界
第66条の２　サービスの廃止
第67条　利用に係る契約者の義務
第68条　技術的事項及び技術資料の閲覧
第69条　契約者からの通知
第70条　契約者の氏名等の通知
第71条　協定事業者からの通知
第72条　協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
第73条　協定事業者によるファクシミリ通信網サービスに関する料金等の回収代行
第74条　法令に規定する事項
第74条の２　個人情報の取扱い
第75条　削除
第12章　附帯サービス ····· 23
第76条　附帯サービス
別記 ····· 24
１　ファクシミリ通信網サービスの提供区間
２　契約者の地位の承継
３　契約者の氏名等の変更の届出
３の２　通信に関する料金の取扱い
４　当社の維持責任
４の２　個人情報の開示
５　利用権に関する事項の証明及び支払証明書の発行
６　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行
７　加入電話等契約
７の２　ファクシミリ通信網サービスの提供に係る当社の電気通信サービス
８　新聞社等の基準
９　技術資料の項目
料金表 ····· 27
通則 ····· 27
第１表　料金 ····· 29
第１　基本料金 ····· 29
第２　通信に関する料金 ····· 40
第３　手続きに関する料金 ····· 58
第２表　工事に関する費用（工事費） ····· 59
料金表別表
利用回線から利用することができる通信モード ····· 62
附則 ····· 63

第１章　総則

（約款の適用）

第１条　当社は、国際電気通信連合憲章（平成７年条約第２号）、国際電気通信連合条約（平成７年条約第３号）、条約附属国際電気通信規則（平成２年６月郵政省告示第408号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このファクシミリ通信網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりファクシミリ通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条に規定するほか、当社は、ファクシミリ通信網サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のＷｅｂサイト（https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

２　変更後の約款の効力発生後、契約者が特段の申出なくファクシミリ通信網サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。

この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（約款の公表）

第２条の２　当社は、当社のＷｅｂサイト（https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/）において、この約款を公表します。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
１　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
２　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
３　ファクシミリ通信網	ファクシミリ通信の用に供するためのディジタル伝送路、蓄積変換装置、ファクシミリ・データ変換接続装置等からなる電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
４　ファクシミリ通信網サービス	ファクシミリ通信網を使用して行う電気通信サービス
４の２　国内ファクシミリ通信	ファクシミリ通信網サービスのうち本邦内で行われる通信のこと
４の３　国際ファクシミリ通信	ファクシミリ通信網サービスのうち本邦と外国との間で行われる通信のこと
５　ファクシミリ通信網サービス取扱所	(１)ファクシミリ通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (２)当社の委託によりファクシミリ通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所

6　所属ファクシミリ通信網サービス取扱所	そのファクシミリ通信網サービスの契約事務を行うファクシミリ通信網サービス取扱所
7　取扱所交換設備	ファクシミリ通信網サービス取扱所に設置される交換設備
8　第１種契約	当社から第１種ファクシミリ通信網サービスの提供を受けるための契約
9　第１種契約者	当社と第１種契約を締結している者
10　削除	
11　削除	
12　削除	
13　削除	
14　削除	
15　削除	
16　削除	
17　削除	
18　第４種契約	当社から第４種ファクシミリ通信網サービスの提供を受けるための契約（臨時第４種契約となるものを除きます。）
19　第４種契約者	当社と第４種契約を締結している者
20　臨時第４種契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第４種ファクシミリ通信網サービスの提供を受けるための契約
21　臨時第４種契約者	当社と臨時第４種契約を締結している者
22　第５種契約	当社から第５種ファクシミリ通信網サービスの提供を受けるための契約
23　第５種契約者	当社と第５種契約を締結している者
24　ファクシミリ通信網契約	第１種契約、第４種契約、臨時第４種契約又は第５種契約
25　契約者	第１種契約者、第４種契約者、臨時第４種契約者又は第５種契約者
26　相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第９条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点

26の２　サービス接続点	ファクシミリ通信網と当社の電気通信設備の接続点
27　協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
28　特定協定事業者	協定事業者のうちＮＴＴ東日本株式会社、ＮＴＴ西日本株式会社及び特定番号ポータビリティ事業者（一般番号ポータビリティ（電気通信事業法第33条第２項及び第７項の規定に基づきＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社が定める指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定する一般番号ポータビリティをいいます。以下同じとします。）により、別記７の(２)に掲げる加入電話等契約を締結することとなった協定事業者をいいます。以下同じとします。）
28の２　接続契約者回線	ファクシミリ通信網と相互に接続する電気通信回線（別記７の２に掲げる契約に基づいて設置される電気通信回線をいいます。）
28の３　閉域接続型回線	ファクシミリ通信網と相互に接続する電気通信回線であって、アプリケーションサービス利用規約に定めるＡＳＰ接続サービス又はUniversal Oneサービス契約約款（第１編に限ります。）に定めるUniversal Oneサービス第１種（令和２年７月１日付でUniversal Oneサービス契約約款（第４編）に規定するイーサネット通信サービスから契約移行したものを除きます。）と接続するもの
29　他社接続契約者回線	相互接続点を介してファクシミリ通信網と相互に接続する専用回線であって、特定協定事業者（ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社に限ります。）がその専用契約者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
29の２　接続契約者回線等	接続契約者回線、他社接続契約者回線又は閉域接続型回線
30　回線収容部	接続契約者回線等を収容するために当社が設置する電気通信設備
31　利用回線	(１)加入電話等設備（別記７の(１)に掲げる加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備（一般番号ポータビリティにより特定番号ポータビリティ事業者との契約に基づいて設置されることとなった電気通信設備を含みます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）であって第１種契約に基づいて当社が提供するファクシミリ通信網サービスを利用するために使用されるもの (２)一般番号ポータビリティにより特定番号ポータビリティ事業者との契約に基づいて設置されることとなった電気通信設備であって第１種契約に基づいて当社が提供するファクシミリ通信網サービスを利用するために使用されるもの
32　利用回線等	(１)利用回線 (２)34欄に規定するファクシミリ通信接続装置を介して接続される第５種契約者に係る電気通信設備

33　他社接続契約者回線等	接続契約者回線等及び当社が必要により設置する電気通信設備
34　ファクシミリ通信接続装置	オープンコンピュータ通信網との間で相互の通信を行うために当社が設置する電気通信設備
35　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、１の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
36　自営端末設備	契約者が設置する端末設備
37　自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
38　消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226　号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第２章　ファクシミリ通信網サービスの種類等

（ファクシミリ通信網サービスの種類）

第４条　ファクシミリ通信網サービスには、次の種類があります。

種　　類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
第１種ファクシミリ通信網サービス	利用回線を使用して提供するファクシミリ通信網サービス
第４種ファクシミリ通信網サービス	接続契約者回線等と接続して提供するファクシミリ通信網サービスであって、インターネットプロトコルにより通信することができるもの
第５種ファクシミリ通信網サービス	当社が設置するファクシミリ通信接続装置により提供するファクシミリ通信網サービスであって、インターネットプロトコルにより通信することができるもの
備考　第１種ファクシミリ通信網サービスにおける利用回線が、特定番号ポータビリティ事業者に係る利用回線となった場合に利用できる通信は、料金表第１表第１（基本料金）に規定する着信課金機能に係る通信に限ります。	

（外国における取扱いの制限）

第４条の２　ファクシミリ通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

（ファクシミリ通信網サービスの品目等）

第５条　ファクシミリ通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

第３章　ファクシミリ通信網サービスの提供区間等

（ファクシミリ通信網サービスの提供区間等）

第６条　当社のファクシミリ通信網サービスは、別記１に定める提供区間において提供します。

２　相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき、これを変更すること

があります。
３　サービス接続点の所在場所等については、当社のファクシミリ通信網サービスに係る業務の遂行上の理由により、これを変更することがあります。

第４章　契約

第１節　第１種ファクシミリ通信網サービスに係る契約

（契約の単位等）

第７条　当社は、利用回線１回線ごとに（その利用回線が特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する総合ディジタル通信サービスの24Ｂ利用に係る契約者回線である場合には、その共用契約者回線１回線ごとに）１の第１種契約を締結します。この場合、第１種契約者は１の第１種契約につき１人に限ります。

ただし、特定協定事業者（ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社に限ります。）の契約約款及び料金表に規定する加入電話又は総合ディジタル通信サービスに係る契約者回線（以下「特定契約者回線」といいます。）から料金表第１表第１（基本料金）に規定する着信課金機能を利用している利用回線若しくは他社接続契約者回線への通信又は料金表第１表第１に規定するファクシミリ案内情報提供者課金機能を利用したファクシミリ案内機能に係る案内情報等を取り出すための通信を行う場合については、この限りでありません。

（第１種契約申込の方法）

第８条　第１種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うファクシミリ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

（１）利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号

（２）利用回線に係る終端の場所

（３）その他申込みの内容を特定するために必要な事項

２　前項に基づく申込みがあったときは、当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写の提出等を求めることがあります。

（第１種契約申込の承諾）

第９条　当社は、第１種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第１種契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）第１種契約の申込みをした者が、利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

（２）申込書等に虚偽の事項を記載又は記入漏れがある場合、または、添付書類に不備がある場合。

（３）第１種ファクシミリ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

（４）第１種契約の申込みをした者が、第１種ファクシミリ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（５）その利用回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

（６）第１種契約の申込みをした者が、第47条（利用停止）第１項各号又は第２項のいずれかの規定に該当し、ファクシミリ通信網サービスの利用を停止されている、又はファクシミリ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

（７）第１種契約の申込みをした者が、第67条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

（８）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

３　契約者は、申込の承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判

明した場合、当社はその承認を取り消すことがあります。但し、承認が取り消された場合でも、申込者は、本サービスの利用により既に発生した債務の履行責任を免れないものとします。

（国際ファクシミリ通信の利用）

第９条の２　第１種契約者は、料金表第１表（料金）に定めるところにより、国際ファクシミリ通信の利用の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第９条（第１種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（第１種ファクシミリ通信網サービスの区別の変更）

第10条　第１種契約者は、第１種ファクシミリ通信網サービスの区別の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第９条（第１種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第11条　第１種契約者は、第８条（第１種契約申込の方法）第３号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第９条（第１種契約申込の承諾）の規定に準じて取扱います。

（第１種利用権の譲渡）

第12条　第１種利用権（第１種契約者が第１種契約に基づいて第１種ファクシミリ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

２　第１種利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属ファクシミリ通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

３　当社は、前項の規定により第１種利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

（１）第１種利用権を譲り受けようとする者が第１種ファクシミリ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）その譲渡が、利用回線に係る特定協定事業者の承認が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

（３）その譲受人が、その利用回線について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

（４）利用回線に係る契約が、特定協定事業者のうち、ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社以外のものであるとき

４　第１種利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第１種契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

（ファクシミリ通信網契約に係る利用限度額）

第12条の２　当社は、第1種契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額（第1種契約者が当社に支払うべきファクシミリ通信網サービスの料金等の累積額（既に当社に支払われた金額を除きます。）に係る限度額をいいます。）を設定することがあります。

ただし、第1種契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。

（１）過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者

（２）ファクシミリ通信網サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者

２　前項の規定にもとづいて利用限度額を設定した場合、当社は契約者にその利用限度額を通知します。この場合、第８条（第1種契約申込の方法）の規定により契約者から申出のあった住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
３　利用限度額は、当社が別に定める額とします。
４　当社は、ファクシミリ通信網サービスの料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、そのファクシミリ通信網サービスの提供を行わないことがあります。
５　当社は、ファクシミリ通信網サービスの料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、その限度額（限度額を超える料金を含みます。以下本項において同じとします。）について、第55条（通信に関する料金の支払い義務）の規定に関わらず、その限度額の支払いの請求をする事があります。
６　第1種契約者は、利用限度額を超える部分の料金等についても、第55条（通信に関する料金の支払い義務）の規定を免れないものとします。
（注１）本条第1項に規定する当社が別に定める者は、国又は地方公共団体に準ずる機関等とします。
（注２）本条第３項に規定する当社が別に定める額は、１の料金月（１の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。）あたり10万円とします。この場合において、ファクシミリ通信網サービスの支払い状況その他、当社が必要と判断したときは、利用限度額の見直しをするものとします。

（第１種契約者が行う第１種契約の解除）

第13条　第１種契約者は、第１種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属ファクシミリ通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

（当社が行う第１種契約の解除）

第14条　当社は次の場合には、その第1種契約を解除することがあります。
（１）第47条（利用停止）の規定により第１種ファクシミリ通信網サービスの利用停止をされた第１種契約者が、なおその事実を解消しないとき。
（２）連続する12の料金月（１の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、料金表第1表（料金）に規定する料金の支払いがないとき又は発信若しくは着信の呼がないとき。
２　当社は、第１種契約者が第47条第１項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のファクシミリ通信網サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第１項第１号の規定にかかわらず、第１種ファクシミリ通信網サービスの利用停止をしないでその第１種契約を解除することがあります。
３　当社は、前２項の規定により、その第１種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第１種契約者にそのことを通知します。ただし第１項第２号の場合はこの限りではありません。

（特定協定事業者の契約の解除等に伴う第１種契約の扱い）

第15条　当社は、第１種契約者からその第１種契約に係る利用回線について、契約の解除若しくは利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときに、その第１種契約を解除します。

ただし、第１種契約者が利用回線に係る加入電話等契約を解除すると同時に利用回線に係る他の加入電話等契約を締結した場合であって、その第１種契約者から第１種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

２　当社は、第1種契約者から、その利用回線に係る電話番号又は契約者回線番号の変更があることについてあらかじめ通知がなかった場合であって、その事実を知ったときは、その第1種契約を解除します。
３　前２項に規定するほか、当社は、第１種契約者とその第１種契約に係る利用回線に

ついて特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第１種契約を解除することがあります。

（その他の提供条件）

第16条　第１種契約に関するその他の提供条件については、別記２及び３に定めるところによります。

第２節　第２種ファクシミリ通信網サービスに係る契約

第17条　削除

第18条　削除

第19条　削除

第20条　削除

第21条　削除

第22条　削除

第23条　削除

第24条　削除

第25条　削除

第26条　削除

第27条　削除

第28条　削除

第３節　第３種ファクシミリ通信網サービスに係る契約

第29条　削除

第30条　削除

第31条　削除

第32条　削除

第33条　削除

第34条　削除

第35条　削除

第４節　第４種ファクシミリ通信網サービスに係る契約

（契約の種別）

第36条　第４種ファクシミリ通信網サービスに係る契約には、次の種別があります。

（１）第４種契約

（２）臨時第４種契約（他社接続契約者回線に係るものに限ります。）

（契約の単位）

第36条の２　当社は、１の接続契約者回線等ごとに１の第４種契約（臨時第４種契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。この場合、第４種契約者（臨時第４種契約者を含みます。以下同じとします。）は、１の第４種契約につき１人に限ります。

（接続契約者回線等の収容）

第36条の３　接続契約者回線等は、当社が指定するファクシミリ通信網サービス取扱所の回線収容部に収容します。

２　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他のファクシミリ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

（第４種契約申込の方法）

第36条の４　第４種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うファクシミリ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

（１）第４種ファクシミリ通信網サービスの品目

（２）接続契約者回線等に係る終端の場所

（３）その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（第４種契約申込の承諾）

第36条の５　当社は、第４種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、臨時第４種契約の申込みがあった場合は、第４種ファクシミリ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第４種契約の申込みを承諾します。

３　当社は、前２項の規定にかかわらず、次の場合には、その第４種契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）第４種契約の申込みをした者が、接続契約者回線等（閉域接続型回線を除きます。）について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

（２）他社接続契約者回線について特定協定事業者と契約を締結している者が２以上となるとき。

（３）第４種ファクシミリ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

（４）第４種契約の申込みをした者が第４種ファクシミリ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（５）接続契約者回線等との接続に関し、その接続契約者回線等に係る当社又は特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

（６）第４種契約の申込みをした者が、第47条（利用停止）第１項各号又は第２項のいずれかの規定に該当し、ファクシミリ通信網サービスの利用を停止されている、又はファクシミリ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

（７）第４種契約の申込みをした者が、第67条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

（８）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（国際ファクシミリ通信の利用）

第36条の６　第４種契約者は、料金表第１表（料金）に定めるところにより、国際ファクシミリ通信の利用の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第36条の５（第４種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（ファクシミリ通信網番号）

第36条の７　ファクシミリ通信網番号は、１の第４種契約ごとに当社が定めます。

２　当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、ファクシミリ通信網番号を変更することがあります。

３　前項の規定によりファクシミリ通信網番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第４種契約者に通知します。

（品目の変更）

第36条の８　第４種契約者は、第４種ファクシミリ通信網サービスの品目の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求があったときは、当社は、第36条の５（第４種契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（最低利用期間）

第36条の９　第４種ファクシミリ通信網サービスには、料金表第１表（料金）に定めるところにより、最低利用期間があります。

２　前項の最低利用期間は、第４種ファクシミリ通信網サービスの提供を開始した日から起算して１年間とします。

３　第４種契約者は、前項の最低利用期間内に第４種契約の解除、第４種ファクシミリ通信網サービスの品目の変更又は接続契約者回線等に係る終端の場所の変更若しく

は料金表第１表に定める通信又は保守の態様による細目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第１表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

（回線収容部の変更）

第36条の10　第４種契約者は、接続契約者回線等に係る終端の場所について変更の申込みを特定協定事業者に行うときは、その内容について契約事務を行うファクシミリ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

２　前項の届出により、その接続契約者回線等について他のファクシミリ通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、次の場合はその回線収容部の変更を行わないことがあります。

（１）　第36条の５（第４種契約申込の承諾）第３項各号のいずれかに該当するとき。

（２）その届出が臨時第４種契約に係るものの場合は、第４種ファクシミリ通信網サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。

３　前項ただし書の場合において、第４種契約者は、第４種ファクシミリ通信網サービスを利用できないことがあります。この場合、当社は、その第４種契約者にそのことを通知します。

（利用の一時中断）

第36条の11　当社は、第４種契約者から請求があったときは、第４種ファクシミリ通信網サービスの利用の一時中断（その回線収容部及びファクシミリ通信網番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（特定協定事業者等の契約の解除等に伴う第４種契約の扱い）

第36条の12　当社は、第４種契約者からその第４種契約に係る接続契約者回線等について、契約の解除又は利用休止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その第４種契約を解除します。

ただし、接続契約者回線等に係る契約を解除すると同時にその接続契約者回線等に相当する契約を締結した場合であってその第４種契約者から第４種契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りでありません。

２　前項に規定するほか、当社は、第４種契約者とその第４種契約に係る接続契約者回線等について当社又は特定協定事業者と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第４種契約を解除することがあります。

（その他の提供条件）

第37条　その他の契約内容の変更、第４種利用権の譲渡、第４種契約に係る利用限度額、第４種契約者が行う第４種契約の解除及び当社が行う第４種契約の解除に関する取扱いについては、第１種ファクシミリ通信網サービスの場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第４種契約に関するその他の提供条件については、別記２及び３に定めるところによります。

第５節　第５種ファクシミリ通信網サービスに係る契約

（契約の単位）

第38条　当社は、１の契約者識別符号（第５種契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、第５種契約に基づいて当社が第５種契約者に割り当てるものをいいます。）につき１の第５種契約を締結します。この場合、第５種契約者は１の第５種契約につき１人に限ります。

（第５種契約申込の方法）

第39条　第５種契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うファクシミリ通信網サービス取扱所に提出していただきます。

２　前項に基づく申込みがあったときは、当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的

機関が発行する身分証明書の提示又はその写の提出等を求めることがあります。

（第５種契約申込の承諾）

第40条　当社は、第５種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

２　当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第５種契約の申込みを承諾しないことがあります。

（１）申込書等に虚偽の事項を記載し又は記入漏れがある場合、または、添付書類に不備がある場合。

（２）第５種ファクシミリ通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

（３）第５種契約の申込みをした者が第５種ファクシミリ通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（４）第５種契約の申込みをした者が、第47条（利用停止）第１項各号又は第２項のいずれかの規定に該当し、ファクシミリ通信網サービスの利用を停止されている、又はファクシミリ通信網契約の解除を受けたことがあるとき。

（５）第５種契約の申込みをした者が、第67条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

（６）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

３　契約者は、申込の承諾後であっても、申込者が前項のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承認を取り消すことがあります。但し、承認が取り消された場合でも、申込者は、本サービスの利用により既に発生した債務の履行責任を免れないものとします。

（第５種利用権の譲渡の禁止）

第41条　第５種利用権（第５種契約者が第５種契約に基づいて第５種ファクシミリ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。）は、譲渡することができません。

（その他の提供条件）

第42条　国際ファクシミリ通信の利用、第５種契約に係る利用限度額、第５種契約者が行う第５種契約の解除及び当社が行う第５種契約の解除に関する取扱いについては、第１種ファクシミリ通信網サービスの場合に準ずるものとします。

２　前項に規定するほか、第５種契約に関するその他の提供条件については、別記２及び３に定めるところによります。

第５章　付加機能

（付加機能の提供）

第43条　当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第１表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

（１）付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（２）付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

（注）当社は、臨時第４種契約者から請求があったときは、臨時付加機能（契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）に限り提供します。

（付加機能の利用の一時中断）

第44条　当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（利用の都度意思表示を行うことにより利用する付加機能）

第45条　契約者は、前２条に規定するほか、利用の都度その利用の意思表示を行うことにより、料金表第１表（料金）に規定する付加機能（当社が別に定める付加機能に限ります。）を利用することができます。

（注）本条に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第１表第２に規定する通信の付加サービスとします。

第６章　利用中止等

（利用中止）

第46条　当社は、次の場合には、そのファクシミリ通信網サービスの利用を中止することがあります。

（１）当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

（２）第６条（ファクシミリ通信網サービスの提供区間等）第２項及び第３項の規定により、相互接続点又はサービス接続点の所在場所等を変更するとき。

（３）第50条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

２　当社は、前項の規定によりファクシミリ通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

（利用停止）

第47条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６か月以内で当社が定める期間（そのファクシミリ通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったファクシミリ通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を、第８章（料金等）第２節（料金等の支払義務）各条の規定に基づきその請求を行った当社又は特定協定事業者に支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は特定協定事業者に支払われるまでの間)、そのファクシミリ通信網サービスの利用を停止することがあります。

（１）料金その他の債務について、当社が請求したものについては、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき、特定協定事業者が請求したものについては、その特定協定事業者が定める支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を特定協定事業者から受けたとき。

（２）第67条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

（３）前２号のほか、この約款の規定に反する行為であって、ファクシミリ通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

２　当社は、前項の他、契約に係る利用限度額の規定に基づく、利用限度額までの支払いがないときは、６か月以内で当社が定める期間、その利用限度額の支払いがあるまでの間、そのファクシミリ通信網サービスの利用を停止することがあります。

３　当社は、前２項の規定によりファクシミリ通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

（接続休止）

第48条　当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社のファクシミリ通信網サービスを全く利用できなくなったときは、そのファクシミリ通信網サービスについて接続休止（そのファクシミリ通信網サービスに係る電気通信設備、ファクシミリ通信網番号又は契約者識別符号を他に転用することを条件としてそのファクシミリ通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのファクシミリ通信網サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又はファクシミリ通信網契約の解除の通知があったときは、この限りではあり

ません。
２　当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。
３　第１項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して１年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合は、その契約者にそのことを通知します。

第７章　通信

（通信の区別）

第49条　ファクシミリ通信網サービスの通信には、料金表第１表（料金）に規定する通信の態様による細目があります。

（通信利用の制限等）

第50条　当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る接続契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機　　関　　名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記８の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

２　当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、その地域等との通信の全部又は一部の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
３　当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、ファクシミリ通信網サービス（附帯サービスを含みます。）の全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

（接続契約者回線等又は利用回線による制約）

第51条　契約者は、当社又は特定協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、接続契約者回線等又は利用回線について使用することができない場合においては、ファクシミリ通信網サービスを利用することはできません。

（通信ページ数の算定）

第52条　通信ページ数の算定は、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

（国際ファクシミリ通信の取扱い地域）

第52条の２　国際ファクシミリ通信の取扱い地域は、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

第８章　料金等

第１節　料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第53条　当社が提供するファクシミリ通信網サービスの料金は、基本料金、通信に関する料金及び手続きに関する料金とし、料金表第１表（料金）に定めるところによります。

２　当社が提供するファクシミリ通信網サービスの工事に関する費用は工事費とし、料金表第２表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第１項に規定する基本料金は、当社が提供するファクシミリ通信網サービスの態様に応じて、回線使用料等及び付加機能使用料を合算したものとします。

第２節　料金等の支払義務

（基本料金の支払義務）

第54条　契約者は、その契約に基づいてファクシミリ通信網サービスの提供を開始した日（付加機能（当社が別に定める付加機能を除きます。以下この条において同じとします。）についてはその提供を開始した日）から起算して、ファクシミリ通信網契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、１日間とします。）について、料金表第１表（料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

２　前項の期間において、利用の一時中断等によりファクシミリ通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

（１）利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

（２）利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

（３）前２号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ファクシミリ通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区　　別	支払いを要しない料金
１　契約者の責めによらない理由により、そのファクシミリ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合（２欄、３欄若しくは４欄に該当する場合又は第４種契約者（閉域接続型回線を利用する者に限ります。）とアプリケーションサービス利用規約に定めるＡＳＰ接続契約者若しくはUniversal Oneサービス契約約款に定めるUniversal One契約者が同一でない場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上そ	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのファクシミリ通信網サービスについての料金

の状態が連続したとき。	
2　当社の故意又は重大な過失によりそのファクシミリ通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのファクシミリ通信網サービスに関する料金
3　回線収容部の変更に伴って、ファクシミリ通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりファクシミリ通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又はファクシミリ通信網番号を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのファクシミリ通信網サービスについての料金
4　ファクシミリ通信網サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するその第４種ファクシミリ通信網サービスについての料金

3　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

4　前項の場合において、１以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（注）本条第１項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第１表に規定する通信の付加サービスとします。

（通信に関する料金の支払義務）

第55条　契約者は、その利用回線等又は接続契約者回線等から行った通信（その契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、第52条（通信ページ数の算定）の規定により当社が算定した通信ページ数と料金表第１表（料金）に規定する通信料金（当社が別に定める付加機能に関する料金を含みます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、当社又は特定協定事業者の付加機能を利用して行った通信に関する料金について、料金表第１表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2　契約者は、通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第１表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

3　第１種契約者が支払いを要することとなる通信料金は、当社又は特定協定事業者が請求するものとし、その料金その他の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

4　１以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（注１）本条第１項に規定する当社が別に定める付加機能は、料金表第１表に規定する通信の付加サービスとします。

（注２）本条第３項に規定する当社が別に定めるところは、別記３の２に定めるところによります。

（手続きに関する料金の支払義務）

第56条　契約者は、ファクシミリ通信網契約に係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第１表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第57条　ファクシミリ通信網契約（第４種契約に限ります。）の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたとき又は第25条（回線収容部の変更）に規定する回線収容部の変更を行ったときは、契約者は、料金表第２表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にファクシミリ通信網契約の解除又はその工事の請求若しくは回線収容部の変更の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

２　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第３節　料金の計算等

（料金の計算方法等）

第58条　料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（債権の譲渡等）

第59条　第１種契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務（通信料金を除きます。）に係る債権を当社がその利用回線を設置する特定協定事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び特定協定事業者は、第１種契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

２　前項の規定により債権を譲渡することとなる料金その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

３　第１項の規定にかかわらず、第55条第３項の規定により当社が通信に関する料金を請求することとなる場合は、この限りでありません。

第４節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第60条　契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第61条　契約者は、第２節（料金等の支払い義務）各条の規定により当社が請求することとなった料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第９章　保守

（契約者の切分責任）

第62条　契約者は、ファクシミリ通信網サービスを利用することができなくなったと

きは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

（修理又は復旧の順位）

第63条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第50条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第１順位及び第２順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順　位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記８の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第１順位となるものを除きます。）
3	第１順位及び第２順位に該当しないもの

（注）当社は、当社又は特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又はファクシミリ通信網番号を変更することがあります。

第10章　損害賠償

（責任の制限）

第64条　当社は、ファクシミリ通信網サービスを提供すべき場合において、当社又は特定協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、相互接続点（特定協定事業者に係るものを除きます。）より外国側の電気通信設備における障害であるときを除きます。）は、そのファクシミリ通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、当社又は特定協定事業者が当社又は特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより損害を賠償する場合は、この限りでありません。

２　前項の場合において、当社は、ファクシミリ通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数で

ある部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのファクシミリ通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（１）料金表第１表第１（基本料金）に規定する料金

（２）料金表第１表第２（通信に関する料金）に規定する料金（ファクシミリ通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前６料金月の１日当たりの平均の通信に関する料金（前６料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

３　当社の故意又は重大な過失によりファクシミリ通信網サービスの提供をしなかったときは、前２項の規定は適用しません。

（注１）本条第２項第２号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則としてファクシミリ通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における１日当たりの平均の通信に関する料金とします。

（注２）本条第２項の場合において、日数に対応する料金額の算出に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第65条　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（ファクシミリ通信網サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

２　この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第11章　雑則

（承諾の限界）

第66条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（サービスの廃止）

第66条の２　当社は、ファクシミリ通信網サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

２　前項の規定によるファクシミリ通信網サービスの全部又は一部の廃止があったときは、そのファクシミリ通信網サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。

３　当社は、 ファクシミリ通信網サービスの全部又は一部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

４　当社は、第１項の規定によりファクシミリ通信網サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

（利用に係る契約者の義務）

第67条　契約者は、次のことを守っていただきます。

（１） 故意に利用回線又は接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
（２） 不特定多数の通信相手先への同報通信を行わないこと。
（３） ファクシミリの受信を希望しない通信相手先への通信を行わないこと。
（４） ファクシミリ通信が可能な端末が接続されていない通信相手先への通信を行わないよう努めること。
（５） 送信した通信が反復継続的に不達となる通信相手先がある場合、当該通信相手先への送信を行わないこと。

２　契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備をき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

３　当社は、契約者が第１項の規定に違反する行為を行ったと判断したときは、契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第68条　当社は、当社が指定する当社の事業所において、ファクシミリ通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びファクシミリ通信網サービスを利用するうえで参考となる別記９の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（契約者からの通知）

第69条　契約者は、接続契約者回線等又は利用回線について、第８条（第１種契約申込の方法）、第36条の４（第４種契約申込の方法）及び第39条（第５種契約申込の方法）に規定する事項、利用休止並びに利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があるときは、その内容についてあらかじめ当社に通知していただきます。

（注）本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。
（１） 接続契約者回線等又は利用回線に係る契約を締結している者の氏名及び住所の変更
（２）接続契約者回線等又は利用回線に係る契約の解除
（３）一般番号ポータビリティによる加入電話等契約の移転

（契約者の氏名等の通知）

第70条　当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とファクシミリ通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

（協定事業者からの通知）

第71条　契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第72条　当社は、契約者（第４種契約者に限ります。以下この条において同じとします。）から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
（１） その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
（２）その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
（３）その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

２　前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

（注）本条第１項に規定する当社が別に定める協定事業者は、ＮＴＴ東日本株式会社又

はＮＴＴ西日本株式会社とします。

（協定事業者によるファクシミリ通信網サービスに関する料金等の回収代行）

第73条　当社は、第５種契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

（１） その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

（２）その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。

（３）その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

２　前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

（注）本条第１項に規定する当社が別に定める協定事業者は、ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社とします。

（法令に規定する事項）

第74条　ファクシミリ通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記４に定めるところによります。

（個人情報の取扱い）

第74条の２　当社は、ファクシミリ通信網サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記４の２及び当社のプライバシーポリシー（https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html）に定めるところによります。

第75条　削除

第12章　附帯サービス

（附帯サービス）

第76条　ファクシミリ通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記５及び６に定めるところによります。

別記

１　ファクシミリ通信網サービスの提供区間

当社のファクシミリ通信網サービスの提供区間は、次のとおりとします。

（１）　国内ファクシミリ通信における提供区間は、次のとおりとします。

ア　特定協定事業者に係る相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）

イ　特定協定事業者に係る相互接続点又はサービス接続点とファクシミリ通信接続装置との間

ウ　特定協定事業者に係る相互接続点とサービス接続点の間

エ　サービス接続点相互間

（２）　国際ファクシミリ通信における提供区間は、次のとおりとします。

ア　特定協定事業者に係る相互接続点と協定事業者（特定協定事業者を除きます。以下(２)において同じとします。）に係る相互接続点との間

イ　協定事業者に係る相互接続点とファクシミリ通信接続装置との間

ウ　サービス接続点と協定事業者に係る相互接続点の間

２　契約者の地位の承継

（１）　相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属ファクシミリ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

（２）　(１)の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうちの１人（その接続契約者回線等又は利用回線に係る者と同一の者とします。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（３）　当社は、(２)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち、１人を代表者として取り扱います。

３　契約者の氏名等の変更の届出

（１）　契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所その他契約申込書の記載事項の内容について変更があったときは、そのことを速やかに所属ファクシミリ通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。

（２）　(１)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

３の２　通信に関する料金の取扱い

区　　分		料金請求事業者	料金に関するその他の取扱い
１	(１)第１種契約者の利用回線に係る電話等サービスにおいて、電話等サービス契約約款料金表第１表第２通話料金別表に規定する選択制による通話料金の月極割引の適用を受けている場合であって、国際ファクシミリ通信の利用の申出をしその承諾を受けた通信に関する料金。	当社	この約款の定めるところによります。
	（２）削除	削除	削除

	（３）第１種契約者の利用回線に係る電話等サービスにおいて、付加機能等を利用している又は選択制による通話料金の月極割引を受けている場合の第１種契約者に係る通信に関する料金。	当社	この約款の定めるところによります。
２	１以外の場合	その利用回線を設置している特定協定事業者	特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

４　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

４の２　個人情報の開示

（１）当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

（２）契約者は、（１）の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社のＷｅｂサイト(https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html)に定める手数料の支払いを要します。

５　利用権に関する事項の証明及び支払証明書の発行

ファクシミリ通信網サービスの利用権に関する事項の証明及び支払証明書の発行に係る料金その他の提供条件は、専用サービスにおける利用権の事項の証明及び支払証明書の発行の場合に準ずるものとします。

６　協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、ファクシミリ通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

（注）６に規定する当社が別に定める協定事業者は、ＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社とします。

７　加入電話等契約（電気通信番号規則別表第１号に定める電気通信番号を利用するものに限ります。）

（１）（２）以外のもの

ア　イ以外のもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ＮＴＴ東日本株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
	第１種契約又は臨時第１種契約	総合ディジタル通信サービス契約約款
ＮＴＴ西日本株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
	第１種契約又は臨時第１種契約	総合ディジタル通信サービス契約約款

イ　当社に係るもの

契約の種類	契約約款の名称
専用アクセス契約	電話等サービス契約約款
第６種シェアードＩＰ－ＰＢＸ契約（カテゴリー１に係るものに限ります。）	ＩＰ通信網サービス契約約款

（２）　受信のみに係るもの

電気通信番号規則別表第１号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いる電気通信サービスに係る契約であって、（１）に掲げる契約以外のもの

７の２　ファクシミリ通信網サービスの提供に係る当社の電気通信サービス

電気通信サービスの名称	契約の種類	契約約款の名称
Universal Oneサービス	Universal One契約	Universal Oneサービス契約約款

８　新聞社等の基準

区　　分	基　　準
１　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （１）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （２）発行部数が１の題号について、8,000部以上であること。
２　放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
３　通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を提供することを主な目的とする通信社

９　技術資料の項目

１　接続条件
２　電気的条件
３　網制御条件
４　通信手順

料金表

通則

（回線使用料及び通信料金の設定）

１　当社は、ファクシミリ通信網サービスに係る回線使用料及び通信料金を以下のように設定します。

（１）　通信料金（国内ファクシミリ通信に係るものに限ります。）及び回線使用料は、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

（２）　通信料金（国際ファクシミリ通信に係るものに限ります。）は、当社の提供区間と協定事業者等（本邦外の電気通信事業者を含みます。）の提供区間とを合わせて当社が設定します。

（料金の計算方法等）

２　当社は、契約者（臨時第４種契約者を除きます。以下２から６の規定において同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち基本料金及び通信料金は料金月に従って計算します。

３．当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

（１）料金月の初日以外の日にファクシミリ通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。

（２）　料金月の初日以外の日にファクシミリ通信網契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

（３）料金月の初日にファクシミリ通信網サービスの提供を開始（付加機能についてはその提供の開始）し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。

（４）　料金月の初日以外の日に第４種ファクシミリ通信網サービスの品目の変更又は回線収容部の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

（５）第54条（基本料金の支払義務）第２項第３号の表の規定に該当するとき。

（６）６の規定に基づく起算日の変更があったとき。

４　３の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第54条第２項第３号の表の１欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

４の２　３の規定による月額料金の日割のうち、料金表第１表（料金）第１（基本料金）２（料金額）の２－３（電話ユニバーサルサービス料）及び２－４　（電話リレーサービス料）に規定する料金の算出に当たっては、その料金を合算して適用します。

５　通信に関する料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、２の規定にかかわらず、２以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

６　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

（端数処理）

７　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

８　契約者は、料金及び工事に関する費用（第８章（料金等）第２節（料金等の支払義務）各条の規定により特定協定事業者が請求するものを除きます。以下11までの規定において同じとします。）について、当社が定める期日までに、当社が指定するファクシミリ通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

９　契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

（料金の一括後払い）

10　当社は、当社に特別の事情がある場合は、８及び９の規定にかかわらず、契約者の承諾（事業法施行規則第22条の２の２に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、２月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

10の２　削除

（前受金）

11　当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

（注）11に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

（消費税相当額の加算）

12　第54条（基本料金の支払義務）から第57条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

（注）この料金表に規定する料金その他の債務（法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。）は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

ただし、国際ファクシミリ通信に係る料金については、この限りでありません。

（料金等の臨時減免）

13　当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のファクシミリ通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

（ファクシミリ通信網サービスの品目）

14　当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。

（１）削除

（２）第４種ファクシミリ通信網サービスには、次の品目があります。

ア　削除

イ　接続契約者回線に係るもの

品　　目	内　　容
１Mb/s	１Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの

備考

１．接続契約者回線は、その品目が第４種ファクシミリ通信網サービスの品目と同一のものとします。

２．接続契約者回線が、別記７の２に掲げる Universal One サービスのうち、Universal One

サービス契約約款（第１編）に規定するVPNサービスのうちレイヤー２又はレイヤー３に係るギャランティアクセスのイーサタイプ（NTTCom光アクセス利用）に限り提供します。

ウ　閉域接続型回線に係るもの

品　　目	内　　容
１Mb/s	最大１Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	最大10Mbit/s の符号伝送が可能なもの

第１表　料金

第１　基本料金

１　適用

区　　分	内　　容
（１）　回線使用料の適用	ア　削除 イ　接続契約者回線に係るもの 第４種ファクシミリ通信網サービスの回線使用料は、基本額を適用します。 ウ　閉域接続型回線に係るもの 第４種ファクシミリ通信網サービスの回線使用料は、閉域接続型基本額を適用します。
（２）　最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア　第４種ファクシミリ通信網サービス（臨時第４種契約に係るものを除きます。）には、長期継続利用に係るものを除いて、最低利用期間があります。 イ　契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第54条（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する回線使用料（アクセス回線料の部分とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。 ウ　契約者は、最低利用期間内にファクシミリ通信網サービスの品目の変更又は他社接続契約者回線に係る終端の場所の変更若しくはサービスクラスに係る区別の変更（以下この欄において「品目等の変更」といいます。）があった場合は、その品目等の変更について変更前の回線使用料の額から、変更後の回線使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。 エ　ウの場合に、品目等の変更（他社接続契約者回線に係る終端の場所の変更を除きます。）と同時にその他社接続契約者回線に係る終端の場所において、ファクシミリ通信網サービスに係る他社接続契約者回線の新設又はファクシミリ通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の他社接続契約者回線の回線使用料を合算して行います。
（３）　電話ユニバーサルサービス料の適用	当社は、２－３に規定する電話ユニバーサルサービス料については、第４種契約者、臨時第４種契約者若しくは第５種契約者（同一料金月内で契約者識別符号ごとに第２（通信に関する料金）及び第３（手続きに関する料金）に規定する料金並びに第２表（工事に関する費用（工事費））に規定する工事費が発生しない場合を除きます。）又は契約者（付加機能（特定番号着信機能又は発信者課金型特定番号着信機能に限ります。）を利用している者に限ります。）に適用します。

（4） 電話リレーサービス料の適用	当社は、２－４に規定する電話リレーサービス料については、第４種契約者、臨時第４種契約者若しくは第５種契約者又（同一料金月内で契約者識別符号ごとに第２（通信に関する料金）及び第３（手続きに関する料金）に規定する料金並びに第２表（工事に関する費用（工事費））に規定する工事費が発生しない場合を除きます。）又は契約者（付加機能（特定番号着信機能又は発信者課金型特定番号着信機能に限ります。）を利用している者に限ります。）に適用します。

２　料金額

２－１　回線使用料（基本料）

第１種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

（１）　基本額

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
第１種ファクシミリ通信網サービス	3,000 円（3,300 円）

第４種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

（１）基本額

１契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額
第４種ファクシミリ通信網サービス	１Mb/s の品目のもの	30,000 円（33,000 円）
	10Mb/s の品目のもの	100,000 円（110,000 円）

（２）　削除

（３）　閉域接続型基本額

１契約ごとに月額

区　　分		料　　金　　額
第４種ファクシミリ通信網サービス	1Mb/s	10,000円（11,000円）
	10Mb/s	30,000円（33,000円）

第５種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

（１）　基本額

１契約ごとに月額

区　　分	料　　金　　額
第５種ファクシミリ通信網サービス	5,000 円（5,500 円）

２－２　付加機能使用料

２－２－１　第１種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

１契約ごとに月額

<table>
<tr><th colspan="4">区　　分</th><th>料　金　額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">短縮ダイヤル機能</td><td colspan="2" rowspan="6">当社が別に定める桁数に短縮した数字によりダイヤル発信（タイプ１の通信に係るものに限ります。）できるようにする機能
（注）本欄に規定する当社が別に定める桁数は２桁又は４桁とします。</td><td colspan="2">登録数40のもの</td><td>100円（110円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録数100のもの</td><td>200円（220円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録数300のもの</td><td>600円（660円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録数500のもの</td><td>800円（880円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">登録数1,000のもの</td><td>1,000円
（1,100円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">登録数1,000を超えるもの</td><td>基本額（登録数1,000まで）</td><td>1,000円
（1,100円）</td></tr>
<tr><td>加算額（追加登録数1,000ごとに）</td><td>200円
（220円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">グループ指定通信機能</td><td colspan="3">あらかじめ登録した通信相手先のグループを指定してタイプ２の通信ができるようにする機能</td><td>100円
（110円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">この機能において、あらかじめ登録することができる通信相手先は、当社が別に定める数以内とします。
（注）本欄に規定する当社が別に定める数は10,000とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ファクシミリ案内機能</td><td rowspan="3">プラン１</td><td rowspan="3">この機能に係る第１種契約の利用回線からタイプ１の通信により送信された一定の案内情報等をファクシミリ通信網に任意の時間蓄積しておき、第１種契約に係る利用回線又は特定契約者回線（その案内情報等を送信した第１種契約者がファクシミリ案内情報提供者課金機能を利用している場合に限ります。）からその案内情報等をタイプ１の通信により取り出せるようにする機能</td><td colspan="2">案内情報10ページまでの部分</td><td>4,600円
（5,060円）</td></tr>
<tr><td>案内情報10ページを越える100ページまでの部分</td><td>10ページまでごとに</td><td>800円
（880円）</td></tr>
<tr><td>案内情報100ページを越える部分</td><td>100ページまでごとに</td><td>8,000円
（8,800円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">プラン２</td><td rowspan="2">この機能に係る第１種契約の利用回線からタイプ２の通信により送信された一定の案内情報等をファクシミリ通信網に任意の</td><td colspan="2">案内情報100ページまでのもの</td><td>1,000円
（1,100円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">案内情報500ページまでのもの</td><td>1,500円
（1,650円）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td></td><td>時間蓄積しておき、第１種契約に係る利用回線又は特定契約者回線（その案内情報等を送信した第１種契約者がファクシミリ案内情報提供者課金機能を利用している場合に限ります。）、第４種契約に係る接続契約者回線等又は第５種契約に係る利用回線等からのその案内情報等をタイプ２の通信により取り出せるようにする機能</td><td>案内情報1,000ページまでのもの</td><td>2,100円
（2,310円）</td></tr>
<tr><td></td><td>備考</td><td colspan="2">この機能には、次表のとおり種類があります。<table><tr><td>プラン１に係るもの</td><td>会員型（この機能に係る第１種契約者により指定された第１種契約に係る利用回線（特定契約回線を含みます。））</td></tr><tr><td>プラン１及びプラン２に係るもの</td><td>オープン型（会員型以外のもの）</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>ファクシミリ案内情報提供者課金機能</td><td colspan="2">ファクシミリ案内機能を利用して案内情報等を取り出すための通信に係る通信料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する利用回線の契約者とし、その第１種契約者に課金する機能</td><td>ファクシミリ案内機能のプラン１を利用するもの</td><td>200円
（220円）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>ファクシミリ案内機能のプラン２を利用するもの</td><td>――</td></tr>
</table>

	備考	1　この機能は、ファクシミリ案内機能を利用する場合に限り提供します。 2　この機能には、次の種類があります。 （1）一般ファクシミリ案内情報提供者課金機能（(2)以外のもの） （2）発信地域指定ファクシミリ案内情報提供者課金機能（あらかじめ登録した地域の第１種契約に係る利用回線（特定契約者回線を含みます。）から案内情報等を取り出すための通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する第１種契約者に課金する機能） 3　２に規定するほか、この機能には限度額設定付のもの（案内情報等を取り出すための通信に係る通信料金を、当社が別に定めるところによりあらかじめ指定することができ、指定した通信料金に達した後から案内情報等を取り出すことができなくなるもの）とそれ以外のものによる種類があります。 4　発信地域指定ファクシミリ案内情報提供者課金機能を利用する第１種契約者は、案内情報等を取り出すための通信を許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 5　限度額設定付のものを利用する場合において、当社は、指定された通信料金に達した後からその指定が解除されるまでの間に、案内情報等を取り出す通信の発信者に対して、通信を行うことができない旨の案内を行います。 （注１）本欄３に規定する当社が別に定めるところは、プラン１に限り、当社所定の方法で契約者が指定するものとします。 （注２）本欄４に規定する当社が別に定めるところは、当社所定の方法で契約者が指定するものとします。 （注３）本欄４に規定する当社が別に定める数の範囲は、プラン１の場合は20の地域、プラン２の場合は50の地域又は電話番号とします。	
着信課金機能	この機能を利用する利用回線への通信に係る通信料金について、その支払いを要する者をその利用回線に係る第１種契約者とし、その契約者に課金する機能		200円 （220円）
	備考	1　この機能には、次の種類があります。 （1）一般着信課金機能（第１種契約に係る利用回線（特定契約者回線を含みます。）からの通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する利用回線に係る第１種契約者に課金する機能） （2）発信者指定着信課金機能（あらかじめ登録した接続契約者回線等又は利用回線（特定契約者回線を含みます。）からの通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する利用回線の第１種契約者に課金する機能） （3）発信地域指定着信課金機能（あらかじめ登録した地域の第１種契約に係る利用回線（特定契約者回線を含みます。）からの通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する利用回線の第１種契約者に課金する機能）	

		２　発信者指定着信課金機能又は発信地域指定着信課金機能を利用する第１種契約者は、この機能を利用する利用回線への通信を許容する発信者又は地域を当社が別に定めるところに従って指定しています。この場合、指定することができる発信者又は地域の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 （注１）本欄２に規定する当社が別に定めるところは、当社所定の方法で契約者が指定するものとします。 （注２）本欄２に規定する当社が別に定める数の範囲は、プラン１の場合は20、プラン２の場合は50とします。		
特定番号着信機能	タイプ２における通信において、特定の電気通信番号（当社の電話等サービス契約約款に定める着信課金番号をいいます。）により着信できるようにする機能			9,800円 （10,780円）
	備考	この機能は、着信課金機能を利用する場合に限り提供します。		
発信者課金型特定番号着信機能	タイプ２における通信において、特定の電気通信番号（当社の電話等サービス契約約款に定める特定着信番号をいいます。）により着信できるようにする機能		基本額（同時に接続できる通信の数２まで）	20,000円 （22,000円）
			加算額（追加した同時に接続できる通信の数２ごとに）	20,000円 （22,000円）
	備考	この機能を利用する契約者は、送信を行うことができません。		
閉域接続機能	この機能を利用する利用回線と特定の利用回線又は接続契約者回線等相互間に限りタイプ１の通信ができるようにする機能			――
	備考	この機能は、短縮ダイヤル機能を利用する場合に限り提供します。		
代表機能	２以上の利用回線について、それらの利用回線に係る加入電話等の電話番号又は契約者回線番号を代表する代表番号を定め、その代表番号に着信（タイプ１の通信に係るものに限ります。）があった場合に、通信中でないいずれか１の利用回線に接続することができるようにする機能			――
	備考	この機能は、それらの利用回線に係るファクシミリ通信網サービスの区別が同一である場合に限り提供します。		

２－２－２　第４種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区　　分</th><th rowspan="2">単　位</th><th colspan="2">料　金　額</th></tr>
<tr><th>臨時以外のもの　（月額）</th><th>臨時のもの（日額）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">グループ指定通信機能</td><td>あらかじめ登録した通信相手先のグループを指定して通信ができるようにする機能</td><td>１ファクシミリ通信網番号ごとに</td><td>100円
（110円）</td><td>10円
（11円）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">この機能において、あらかじめ登録することのできる通信相手先は、当社が別に定める数以内とします。
（注）本欄に規定する当社が別に定める数は10,000とします。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ファクシミリ案内機能</td><td rowspan="3">この機能を利用する接続契約者回線等から送信された一定の案内情報等をファクシミリ通信網に任意の時間蓄積しておき、第１種契約に係る利用回線又は特定契約者回線（その案内情報等を送信した第４種契約者がファクシミリ案内情報提供者課金機能を利用している場合に限ります。）からその案内情報等を取り出せるようにする機能</td><td>案内情報100ページまでのもの</td><td>1,000円
（1,100円）</td><td>100円
（110円）</td></tr>
<tr><td>案内情報500ページまでのもの</td><td>1,500円
（1,650円）</td><td>150円
（165円）</td></tr>
<tr><td>案内情報1,000ページまでのもの</td><td>2,100円
（2,310円）</td><td>210円
（231円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ファクシミリ案内情報提供者課金機能</td><td colspan="2">ファクシミリ案内機能を利用して案内情報等を取り出すための通信に係る通信料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する接続契約者回線等の契約者とし、その契約者に課金する機能</td><td>――</td><td>――</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">１　この機能は、ファクシミリ案内機能を利用する接続契約者回線等に限り提供します。
２　この機能には、次の種類があります。
（１）一般ファクシミリ案内情報提供者課金機能（(2)以外のもの）
（２）発信地域指定ファクシミリ案内情報提供者課金機能（あらかじめ登録した地域の第１種契約者に係る利用回線（特定契約者回線を含みます。）から案内情報等を取り出すための通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する接続契約者回線等に係る第４種契約者に課金する機能）
３　削除
４　発信地域指定ファクシミリ案内情報提供者課金機能を利用する契約者は、案内情報等を取り出すための通信を許容する地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる地域の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。</td></tr>
</table>

		5　限度額設定付のものを利用する場合において、当社は、指定された通信料金に達した後からその指定が解除されるまでの間に、案内情報等を取り出す通信の発信者に対して、通信を行うことができない旨の案内を行います。 （注１）本欄４に規定する当社が別に定めるところは、当社所定の方法で契約者が指定するものとします。 （注２）本欄４に規定する当社が別に定める数の範囲は、50の地域又は電話番号とします。			
着信課金機能	この機能を利用する接続契約者回線等への通信に係る通信料金について、その支払いを要する者をその接続契約者回線等に係る第４種契約者とし、その第４種契約者に課金する機能		１ファクシミリ通信網番号ごとに	200円 （220円）	20円 （22円）
	備考	１　この機能には、次の種類があります。 （１）　一般着信課金機能（第１種契約に係る利用回線（特定契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）からの通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する接続契約者回線等に係る第４種契約者に課金する機能） （２）発信者指定着信課金機能（あらかじめ登録した第１種契約の利用回線からの通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する接続契約者回線等に係る第４種契約者に課金する機能） （３）発信地域指定着信課金機能（あらかじめ登録した地域の第１種契約の利用回線からの通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する接続契約者回線等に係る第４種契約者に課金する機能） ２　発信者指定着信課金機能又は発信地域指定着信課金機能を利用する第４種契約者は、この機能を利用する接続契約者回線等への通信を許容する発信者又は発信地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる発信者又は地域の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 （注１）本欄２に規定する当社が別に定めるところは、当社所定の方法で契約者が指定するものとします。 （注２）本欄２に規定する当社が別に定める数の範囲は、50とします。		
特定番号着信機能	特定の電気通信番号（当社の電話等サービス契約約款に定める着信課金番号をいいます。）により着信できるようにする機能		１ファクシミリ通信網番号ごとに	9,800円 （10,780円）	――
	備考	この機能は、着信課金機能を利用する場合に限り提供します。			

発信者課金型特定番号着信機能	特定の電気通信番号（当社の電話等サービス契約約款に定める特定着信番号をいいます。）により着信できるようにする機能	１ファクシミリ通信網番号ごとに	基本額（同時に接続できる通信数まで）	20,000円（22,000円）	――
			加算額（追加した時接続できる通信数ごとに）	20,000円（22,000円）	――
	備考	この機能を利用する契約者は、送信を行うことができません。			

２－２－３　第５種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

区分		単位	料金額
グループ指定通信機能	あらかじめ登録した通信相手先のグループを指定して通信ができるようにする機能	１契約者識別符号ごとに	100円（110円）
	備考	この機能において、あらかじめ登録することのできる通信相手先は、当社が別に定める数以内とします。 （注）本欄に規定する当社が別に定める数は10,000とします。	
ファクシミリ案内機能	この機能を利用する利用回線等から送信された一定の案内情報等をファクシミリ通信網に任意の時間蓄積しておき、第１種契約に係る利用回線又は特定契約者回線（その案内	案内情報100ページまでのもの	1,000円（1,100円）
		案内情報500ページまでのもの	1,500円（1,650円）

	情報等を送信した第５種契約者がファクシミリ案内情報提供者課金機能を利用している場合に限ります。）からその案内情報等を取り出せるようにする機能	案内情報 1,000ページまでのもの	2,100円 (2,310円)
ファクシミリ案内情報提供者課金機能	ファクシミリ案内機能を利用して案内情報等を取り出すための通信に係る通信料金について、その支払いを要する者をこの機能を利用する利用回線等の契約者とし、その契約者に課金する機能		——
	備考	１　この機能は、ファクシミリ案内機能を利用する利用回線等に限り提供します。 ２　この機能には、次の種類があります。 （１）一般ファクシミリ案内情報提供者課金機能（(２)以外のもの） （２）発信地域指定ファクシミリ案内情報提供者課金機能（あらかじめ登録した地域の第１種契約者に係る利用回線（特定契約者回線を含みます。）から案内情報等を取り出すための通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する利用回線等の第５種契約者に課金する機能） ３　削除 ４　発信地域指定ファクシミリ案内情報提供者課金機能を利用する契約者は、案内情報等を取り出すための通信を許容する地域を当社が別に定めるところにしたがって指定していただきます。この場合、指定することのできる地域の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 ５　限度額設定付のものを利用する場合において、当社は、指定された通信料金に達した後からその指定が解除されるまでの間に、案内情報等を取り出す通信の発信者に対して、通信を行うことができない旨の案内を行います。 （注１）本欄４に規定する当社が別に定めるところは、当社所定の方法で契約者が指定するものとします。 （注２）本欄４に規定する当社が別に定める数の範囲は、50の地域又は電話番号とします。	
着信課金機能	この機能を利用する利用回線等への通信に係る通信料金について、その支払いを要する者をその利用回線等に係る第５種契約者とし、その第５種契約者に課金する機能	１契約者識別符号ごとに	200円 (220円)
	備考	１　この機能には、次の種類があります。 （１）　一般着信課金機能（第１種契約に係る利用回線（特定契約者回線を含みます。以下この欄において同じとします。）からの通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する利用回線等に係る第５種契約契約者に課金する機能）	

		（２）　発信者指定着信課金機能（あらかじめ登録した第１種契約の利用回線からの通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する利用回線等に係る第５種契約者に課金する機能） （３）　発信地域指定着信課金機能（あらかじめ登録した地域の第１種契約の利用回線からの通信に係る通信料金に限りこの機能を利用する利用回線等に係る第５種契約者に課金する機能） ２　発信者指定着信課金機能又は発信地域指定着信課金機能を利用する第５種契約者は、この機能を利用する利用回線への通信を許容する発信者又は発信地域を当社が別に定めるところに従って指定していただきます。この場合、指定することができる発信者又は地域の数は、当社が別に定める数の範囲内とします。 （注１）本欄２に規定する当社が別に定めるところは、当社所定の方法で契約者が指定するものとします。 （注２）本欄２に規定する当社が別に定める数の範囲は、50とします。			
特定番号着信機能	特定の電気通信番号（当社の電話等サービス契約約款に定める着信課金番号をいいます。）により着信できるようにする機能		１契約者識別符号ごとに		9,800円 （10,780円）
	備考	この機能は、着信課金機能を利用する場合に限り提供します。			
発信者課金型特定番号着信機能	特定の電気通信番号（当社の電話等サービス契約約款に定める特定着信番号をいいます。）により着信できるようにする機能		１契約者識別符号ごとに	基本額（同時に接続できる通信の数２まで）	20,000円 （22,000円）
				加算額（追加した同時に接続できる通信の数２ごとに）	20,000円 （22,000円）
	備考	この機能を利用する契約者は、送信を行うことができません。			

２－３　電話ユニバーサルサービス料

２－３－１　第４種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

１契約ごとに

区　　分	料　金　額	
	第４種契約のもの （月額）	臨時第４種契約のもの （日額）
電話ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額	左欄の額に1/30を乗じて得た額
備考　番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Ｗｅｂサイト（https://www.tca.or.jp/universalservice/）で公表します。		

２－３－２　第５種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
電話ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考　番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Ｗｅｂサイト（https://www.tca.or.jp/universalservice/）で公表します。	

２－３－３　特定番号着信機能に係るもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　金　額
電話ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価と同額
備考　番号単価は、基礎的電気通信役務支援機関が別に定める期間ごとに算定し、Ｗｅｂサイト（https://www.tca.or.jp/universalservice/）で公表します。	

２－４　電話リレーサービス料

２－４－１　第４種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

１契約ごとに

区　　分	料　金　額	
	第４種契約のもの（月額）	臨時第４種契約のもの（日額）
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額	左欄の額に1/30を乗じて得た額
備考　電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のＷｅｂサイト（https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html）に掲載するものとします。		

２－４－２　第５種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

１契約者識別符号ごとに月額

区　　分	料　金　額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額
備考　電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のＷｅｂサイト（https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html）に掲載するものとします。	

２－４－３　特定番号着信機能に係るもの

１契約ごとに月額

区　　分	料　金　額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価の月額と同額
備考　電話リレーサービス支援機関が総務大臣に認可を受けた番号単価及びその適用期間は、当社のＷｅｂサイト（https://www.ntt.com/about-us/cs/univ.html）に掲載するものとします。	

第２　通信に関する料金

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）細目に係る料金の適用</td><td>当社は、通信に関する料金を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。
ア　第１種ファクシミリ通信網サービスの区別
<table>
<tr><th>区　　別</th><th>サ　ー　ビ　ス　の　内　容</th></tr>
<tr><td>Ｇ３サービス</td><td>利用回線に接続されるＧ３モードの端末設備により利用することができる第１種ファクシミリ通信網サービス</td></tr>
</table>
イ　ファクシミリ通信網サービスの区別
<table>
<tr><th>区　別</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>タイプ１</td><td>送信された情報を蓄積変換装置で受信した後、１時間以内に着信側の利用回線又は接続契約者回線等へ送信を開始するもの</td></tr>
<tr><td>タイプ２</td><td>送信された情報を蓄積変換装置で受信した後、３時間以内に着信側の利用回線等、接続契約者回線等又は外国へ送信を開始するもの</td></tr>
</table>
備考
１　端末設備の故障等着信側の設備の状況によっては、蓄積変換装置からの情報の送信ができないことがあります。
２　契約者は、当社と当社が別に定める契約を締結した加入電話等契約者への情報の送信を行う事ができません。
３　タイプ１の通信は、第１種契約に限り行うことができ、タイプ２の通信は、第１種契約、第４種契約及び第５種契約に限り行うことができます。
４　第１種契約に係るタイプ２の通信は、その第１種契約がＧ３サービスに係るものである場合に限り行うことができます。
（注）本欄２に規定する当社が別に定める契約とは、ファクシミリ通信網サービスからの着信を拒否する契約とします。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>（２）　通信ページ数の算定</td><td>ア　通信ページ数は、当社の機器により算定します。
　ただし、通信をした者の責任によらない理由により、正常に伝達されなかったものは、通信ページ数に算入しません。
イ　第１種契約に係る利用回線と第５種契約に係る利用回線等との間の通信については、当社は、その第１種契約に係る利用回線とファクシミリ通信接続装置との間の通信について正常に伝達されたときに通信ページ数に算入します。
ウ　第1種契約、第4種契約又は第５種契約に係る国際ファクシミリ通信については、利用回線等（第1種契約又は第５種契約に係るものに限ります。）又は接続契約者回線等（第４種契約に係るものに限ります。）と当社又は協定事業者（特定協定事業者を除きます。）に係る相互接続点との間の通信について正常に伝達されたときに通信ページ数に算入します。</td></tr>
<tr><td>（３）　通信料金の適用</td><td>ファクシミリ通信網サービスの通信料金は、ページ単位で適用するものとし、その場合の「１ページ」とは、次の情報量をいいます。
ア　タイプ１の通信の場合
<table><tr><th colspan="2">区　　分</th><th>内　　容</th></tr><tr><td rowspan="2">Ｇ３モードの通信</td><td>標準モード</td><td>走査線1,150本ごと若しくは走査線1,410本ごとに区切られる大きさの紙面又はこれらに相当する情報量</td></tr><tr><td>高品質モード</td><td>走査線2,290本ごと若しくは走査線2,810本ごとに区切られる大きさの紙面又はこれらに相当する情報量</td></tr></table>イ　タイプ２の通信の場合
（ア）　第１種契約に係る利用回線からの通信における１ページは、タイプ１の通信のＧ３モードの場合に準ずるものとします。
（イ）　第４種契約に係る接続契約者回線等及び第５種契約に係る利用回線等からの国内ファクシミリ通信及び国際ファクシミリ通信における１ページは、１行83バイト、72行までごとに区切られる情報量とします。
　この場合、当社は、電子メールの通信文及びテキストファイルについては、第93条（技術資料の閲覧）の技術資料において定める高品質モードを適用します。それ以外のファイルの通信については、第93条（技術資料の閲覧）の技術資料において定めるところにより標準モード及び高品質モードがあります。</td></tr>
<tr><td>（４）　利用回線と接続契約者回線等との間の通信に係る通信料金の算定</td><td>利用回線（第１種契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）と接続契約者回線等との間の通信（タイプ１の通信に限ります。）については、その通信を当社が指定するファクシミリ・データ変換接続装置とその通信に係る利用回線との間の通信とみなして、通信料金を算定します。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>（５）　昼間・夜間及び土曜日・日曜日・祝日の料金額の適用</td><td>ア　「昼間」及び「夜間」とは、次の時間帯をいいます。
　ただし、土曜日・日曜日・祝日の区分があるものについてはその部分を除いた時間帯をいいます。
<table><tr><td>区　分</td><td>時　間　帯</td></tr><tr><td>昼　間</td><td>午前８時から午後７時までの間</td></tr><tr><td>夜　間</td><td>午前０時から午前８時まで及び午後７時から午後12時までの間</td></tr></table>イ　「土曜日・日曜日・祝日」とは、次の時間帯をいいます。
<table><tr><td>区　分</td><td>時　間　帯</td></tr><tr><td>土曜日・日曜日・祝日</td><td>土曜日・日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに１月２日及び１月３日をいいます。）における午前８時から午後７時までの間</td></tr></table>ウ　ファクシミリ通信については、１回の発信に係る送信開始時刻により、昼間、夜間又は土曜日・日曜日・祝日の料金額を適用します。
　ただし、夜間送達指定を利用して行う通信については夜間料金額を、時刻送達指定を利用して行う通信についてはその指定された時刻をその送信開始時刻とみなして料金額を適用します。
エ　国際ファクシミリ通信において、祝日、曜日又は時間帯によって通信料が異なる場合は、本邦の暦によります。</td></tr>
<tr><td>（６）同報通信の場合の通信料金の算定</td><td>同報通信（１回の発信により、同一の情報を複数のあて先に配送する通信をいいます。）の場合は、あて先ごとに通信料金を算定します。</td></tr>
<tr><td>（７）通信の付加サービスに関する料金の適用</td><td>ア　通信の付加サービスには、次の種類があります。
<table><tr><td>種　類</td><td>内　容</td></tr><tr><td>（ア）　送達通知</td><td>発信側の利用回線又は接続契約者回線等からタイプ１の通信により送信された情報が着信側の利用回線又は接続契約者回線等に送達された場合に、発信側の利用回線又は接続契約者回線等に対して送達した旨の通知を行うサービス</td></tr><tr><td>（イ）　夜間送達指定</td><td>第１種契約に係る利用回線相互間の通信（タイプ１の通信に限ります。）において、発信側の利用回線から送信のつど指定することにより、着信側の利用回線にその情報を夜間の時間帯に送達するサービス</td></tr></table></td></tr>
</table>

	（ウ）　時刻送達指定	第１種契約に係る利用回線相互間の通信、第１種契約に係る利用回線と第４種契約に係る接続契約者回線等又は第５種契約に係る利用回線等との間の国内ファクシミリ通信及び第１種契約に係る利用回線、第４種契約に係る接続契約者回線等又は第５種契約に係る利用回線等から外国の電気通信回線への国際ファクシミリ通信において、発信側の利用回線等又は接続契約者回線等からの送信のつど指定することにより、着信側の利用回線等又は接続契約者回線等にその情報を任意の時刻から送達することができるサービス
	イ　送達通知を利用して行う通信に関する料金は、その通信料金に２（料金額）に規定する送達通知料を加算したものとします。
（８）　ファクシミリ案内の場合の通信料金の算定	ア　ファクシミリ案内機能のプラン１に係る案内情報等を送信する通信については、ファクシミリ案内機能を利用する利用回線からその案内情報等を取り出す通信を行った利用回線への通信とみなして通信料金を算定します。 イ　ファクシミリ案内機能のプラン１に係る案内情報等を取り出す通信については、その通信を行った利用回線からファクシミリ案内機能を利用する利用回線への通信とみなして通信料金を算定します。 ウ　ファクシミリ案内機能のプラン２に係る案内情報等を送信する通信については、ファクシミリ案内機能を利用する利用回線等又は接続契約者回線等からその案内情報等を取り出す通信を行った利用回線等又は接続契約者回線等への通信とみなして通信料金を算定します。 エ　ファクシミリ案内機能のプラン２に係る案内情報等を取り出す通信については、その通信を行った利用回線等又は接続契約者回線等からファクシミリ案内機能を利用する利用回線等又は接続契約者回線等への通信とみなして通信料金を算定します。
（９）　特定契約者回線から行った通信の場合の通信料金の算定	特定契約者回線から行った通信については、その契約者回線を第１種契約に係る利用回線とみなして、通信料金を算定します。
(10)　選択制による通信料金の月極割引の適用	当社は、契約者から申出があったときは、その接続契約者回線等の通信料金について、通信料金別表に定める選択制による通信料金の月極割引を適用します。
(11)　当社の機器の故障等により通信時間が正し	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の国内ファクシミリ通信又は国際ファクシミリに関する料金は、次のとおりとします。

く算定できなかった場合の通信に関する料金の取扱い	ア　過去１年間の実績を把握することができる場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における１日平均の国内ファクシミリ通信又は国際ファクシミリ通信に関する料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ　ア以外の場合 　把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の国内ファクシミリ通信又は国際ファクシミリ通信に関する料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。 （１）過去２か月以上の実績を把握することができる場合 　機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における１日平均の国内ファクシミリ通信料金又は国際ファクシミリ通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
	（２）過去２か月以上の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における１日平均の国内ファクシミリ通信料金若しくは国際ファクシミリ通信料金又は故障等の回復後の７日間における１日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

２　料金額

２－１　国内ファクシミリ通信料金

２－１－１　タイプ１の通信に係るもの

１ページごとに

区　　分	料　　金　　額			
	標準モード		高品質モード	
	昼　間	夜　間	昼　間	夜　間
通　信　料	40円 （44円）	25円 （27.5円）	55円 （60.5円）	35円 （38.5円）

備考

１　タイプ１の通信については、利用回線から利用回線、特定契約者回線又は加入電話等契約（別記7の(2)に掲げる加入電話等契約に基づいて設置されるものに限ります。以下この備考において同じとします。）への通信に限り行うことができます。

２　第１種契約者は、その利用回線から、料金表別表の通信モードにより通信することができます。

　ただし、料金表第１表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

3　第１項の規定によるほか、特定契約者回線からの通信は、着信課金機能又はファクシミリ案内情報提供者課金機能を利用している利用回線への通信に限り行うことができます。

4　特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する総合ディジタル通信サービスの24Ｂ利用に係る利用回線からの通信については、その利用回線に係る共用契約者回線の指定の変更又は区別の変更があった場合には、行うことができません。

ただし、変更後の共用契約者回線が第１種契約を締結している場合は、この限りでありません。

5　ファクシミリ通信網を利用する通信については、送信受付日時及び発信者識別情報（発信者の加入電話等の電話番号又は利用回線番号等発信者側の利用回線を識別するための情報をいいます。）等を着信者の利用回線、加入電話等の契約者回線又は加入電話等設備に通知します。

２－１－２　タイプ２の通信に係るもの

１ページごとに

区　　分	料　金　額		
	昼　間		夜　間
		土曜日・日曜日・祝日	
通　信　料	25円（27.5円）	19円（20.9円）	19円（20.9円）

備考

1　タイプ２の通信については、次の通信に限り行うことができます。

（1）　接続契約者回線等又は利用回線等から利用回線、特定契約者回線、加入電話等設備（別記７の(２)に掲げる加入電話等契約に基づいて設置されるものに限ります。以下この欄において同じとします。）又は当社のＩＰ通信網サービス契約約款共通編別記３ＶｏＩＰ協定事業者(2)電気通信番号規則別表第６号に定める電話番号に係るものに規定するＶｏＩＰ協定事業者（株式会社ＮＴＴドコモを除きます。）に係る回線への通信

（2）　利用回線から接続契約者回線等又は利用回線等への通信

2　第１項の規定にかかわらず、特定契約者回線からの通信は、着信課金機能又はファクシミリ案内情報提供者課金機能を利用している利用回線等又は接続契約者回線等への通信に限り行うことができます。

3　前２項の規定にかかわらず、地域指定着信課金機能（当社の電話等サービス契約約款に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通信は、特定番号着信機能を利用している利用回線等又は接続契約者回線等への通信に限り行うことができます。

4　前３項の規定にかかわらず、地域指定特定番号着信機能（当社の電話等サービス契約約款に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。）に係る通信は、発信者課金型特定番号着信機能を利用している利用回線等又は接続契約者回線等への通信に限り行うことができます。

5　特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する総合ディジタル通信サービスの24Ｂ利用に係る利用回線からの通信については、その利用回線に係る共用契約者回線の指定の変更又は区別の変更があった場合には、行うことができません。

ただし、変更後の共用契約者回線が第１種契約を締結している場合は、この限りでありません。

6　ファクシミリ通信網を利用する通信については、送信受付日時及び発信者識別情報（発信者の加入電話等の電話番号、ファクシミリ通信網番号若しくは利用回線番号等発信者側の利用回線等又は接続契約者回線等を識別するための情報をいいます。以下同じとします。）等を着信者の利用回線等、接続契約者回線等、加入電話等の契約者回線又は加入電話等設備に通知します。

２－１－３　通信の付加サービスに関する料金

区　　分	単　　位	料　金　額
送達通知料	１あて先ごとに	５円（5.5円）
夜間送達指定料		——
時刻送達指定料		——

２－２　国際ファクシミリ通信料金等

（１）　国際ファクシミリ通信の取扱い地域

地域区分	地　　域
アジア	アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、オマーン国、カタール国、カンボジア王国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スリランカ民主社会主義共和国、タイ王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール、バーレーン王国、パキスタン・イスラム共和国、パレスチナ、バングラデシュ人民共和国、東ティモール民主共和国、フィリピン共和国、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー連邦、モルディヴ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシミテ王国、ラオス人民民主共和国、レバノン共和国
アフリカ	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セイシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アメリカ	アメリカ合衆国（アラスカ・ハワイを除きます。）、アラスカ、アル

	ゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、英領バージン諸島、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、ガイアナ協同共和国、カナダ、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントルシア、タークスおよびカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルトリコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、米領バージン諸島、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島、メキシコ合衆国、モンセラット
オセアニア	オーストラリア連邦、キリバス共和国、グアム、クック諸島、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サイパン、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニューカレドニア、ニュージーランド、ノーフォーク島、バヌアツ共和国、パプアニューギニア独立国、パラオ共和国、ハワイ、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、フランス領ワリス・フテュナ諸島、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
ヨーロッパ	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾレス諸島、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、キルギス共和国、グリーンランド、グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、ジョージア、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トルクメニスタン、トルコ共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、ハンガリー共和国、フィンランド共和国、フェロー諸島、フランス共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、ロシア連邦

（２） 国際ファクシミリ通信料金

１ページごとに

地　　域	料　　金	
	標準モード	高品質モード
アイスランド共和国	92円	138円
アイルランド	77円	93円
アゼルバイジャン共和国	121円	182円
アセンション島	178円	267円
アゾレス諸島	77円	93円
アフガニスタン・イスラム共和国	178円	267円
アメリカ合衆国（アラスカ・ハワイを除きます。）	30円	33円
アラスカ	40円	60円
アラブ首長国連邦	126円	153円
アルジェリア民主人民共和国	126円	189円
アルゼンチン共和国	110円	165円
アルバ	160円	240円
アルバニア共和国	264円	396円
アルメニア共和国	121円	182円
アンギラ	170円	255円
アンゴラ共和国	160円	240円
アンティグア・バーブーダ	170円	255円
アンドラ公国	85円	128円
イエメン共和国	178円	267円
イスラエル国	126円	153円
イタリア共和国	92円	112円
イラク共和国	178円	267円
イラン・イスラム共和国	126円	153円
インド	108円	131円
インドネシア共和国	65円	80円
ウガンダ共和国	178円	267円
ウクライナ	121円	182円
ウズベキスタン共和国	121円	182円
ウルグアイ東方共和国	141円	212円

英領バージン諸島	170円	255円
エクアドル共和国	178円	267円
エジプト・アラブ共和国	126円	189円
エストニア共和国	121円	182円
エスワティニ王国	178円	267円
エチオピア連邦民主共和国	138円	207円
エリトリア国	178円	267円
エルサルバドル共和国	160円	240円
オーストラリア連邦	74円	90円
オーストリア共和国	77円	93円
オマーン国	140円	210円
オランダ王国	83円	101円
オランダ領アンティール	170円	255円
ガーナ共和国	138円	207円
カーボベルデ共和国	178円	267円
ガイアナ協同共和国	178円	267円
カザフスタン共和国	121円	182円
カタール国	140円	210円
カナダ	45円	55円
カナリア諸島	83円	101円
ガボン共和国	178円	267円
カメルーン共和国	178円	267円
ガンビア共和国	178円	267円
カンボジア王国	116円	174円
ギニア共和国	178円	267円
ギニアビサウ共和国	178円	267円
キプロス共和国	140円	210円
キューバ共和国	170円	255円
ギリシャ共和国	77円	93円
キリバス共和国	139円	209円
キルギス共和国	121円	182円
グアテマラ共和国	110円	165円
グアドループ島	170円	255円

グアム	51円	77円
クウェート国	140円	210円
クック諸島	139円	209円
クリスマス島	74円	90円
グリーンランド	110円	165円
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	60円	73円
グレナダ	170円	255円
クロアチア共和国	121円	182円
ケイマン諸島	170円	255円
ケニア共和国	126円	189円
コートジボワール共和国	138円	207円
ココス・キーリング諸島	74円	90円
コスタリカ共和国	141円	212円
コソボ共和国	121円	182円
コモロ連合	178円	267円
コロンビア共和国	141円	212円
コンゴ共和国	178円	267円
コンゴ民主共和国	178円	267円
サイパン	51円	77円
サウジアラビア王国	126円	153円
サモア独立国	139円	209円
サントメ・プリンシペ民主共和国	178円	267円
ザンビア共和国	138円	207円
サンピエール島・ミクロン島	131円	197円
サンマリノ共和国	92円	138円
シエラレオネ共和国	178円	267円
ジブチ共和国	138円	207円
ジブラルタル	116円	174円
ジャマイカ	170円	255円
ジョージア	121円	182円
シリア・アラブ共和国	178円	267円
シンガポール共和国	65円	80円
ジンバブエ共和国	126円	189円

スイス連邦	83円	101円
スウェーデン王国	80円	97円
スーダン共和国	178円	267円
スペイン	83円	101円
スペイン領北アフリカ	83円	101円
スリナム共和国	178円	267円
スリランカ民主社会主義共和国	108円	131円
スロバキア共和国	92円	138円
スロベニア共和国	264円	396円
セイシェル共和国	178円	267円
赤道ギニア共和国	178円	267円
セネガル共和国	138円	207円
セルビア共和国	121円	182円
セントクリストファー・ネイビス	170円	255円
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	170円	255円
セントヘレナ島	178円	267円
セントルシア	170円	255円
ソマリア民主共和国	178円	267円
ソロモン諸島	108円	162円
タークスおよびカイコス諸島	170円	255円
タイ王国	65円	80円
大韓民国	60円	73円
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	138円	207円
台湾	65円	80円
タジキスタン共和国	121円	182円
タンザニア連合共和国	126円	189円
チェコ共和国	92円	138円
チャド共和国	178円	267円
中央アフリカ共和国	178円	267円
中華人民共和国	65円	80円
チュニジア共和国	138円	207円
朝鮮民主主義人民共和国	99円	149円
チリ共和国	110円	165円

ツバル	139円	209円
ディエゴ・ガルシア	178円	267円
デンマーク王国	75円	91円
ドイツ連邦共和国	75円	91円
トーゴ共和国	178円	267円
トケラウ諸島	139円	209円
ドミニカ共和国	160円	240円
ドミニカ国	170円	255円
トリニダード・トバゴ共和国	170円	255円
トルクメニスタン	121円	182円
トルコ共和国	105円	128円
トンガ王国	139円	209円
ナイジェリア連邦共和国	126円	189円
ナウル共和国	139円	209円
ナミビア共和国	178円	267円
ニウエ	139円	209円
ニカラグア共和国	141円	212円
ニジェール共和国	178円	267円
ニューカレドニア	108円	162円
ニュージーランド	74円	90円
ネパール	121円	182円
ノーフォーク島	139円	209円
ノルウェー王国	75円	91円
バーレーン王国	126円	153円
ハイチ共和国	170円	255円
パキスタン・イスラム共和国	108円	131円
バチカン市国	92円	112円
パナマ共和国	141円	212円
バヌアツ共和国	139円	209円
バハマ国	110円	165円
パプアニューギニア独立国	108円	162円
バミューダ諸島	110円	165円
パラオ共和国	139円	209円

パラグアイ共和国	141円	212円
バルバドス	170円	255円
パレスチナ	126円	153円
ハワイ	40円	60円
ハンガリー共和国	92円	138円
バングラデシュ人民共和国	108円	131円
東ティモール民主共和国	65円	80円
フィジー諸島共和国	108円	162円
フィリピン共和国	65円	80円
フィンランド共和国	77円	93円
ブータン王国	121円	182円
プエルトリコ	110円	165円
フェロー諸島	92円	138円
フォークランド諸島	178円	267円
ブラジル連邦共和国	89円	108円
フランス共和国	75円	91円
フランス領ギアナ	178円	267円
フランス領ポリネシア	108円	162円
フランス領ワリス・フテュナ諸島	139円	209円
ブルガリア共和国	121円	182円
ブルキナファソ	160円	240円
ブルネイ・ダルサラーム国	99円	149円
ブルンジ共和国	178円	267円
米領サモア	139円	209円
米領バージン諸島	110円	165円
ベトナム社会主義共和国	116円	141円
ベナン共和国	178円	267円
ベネズエラ・ボリバル共和国	141円	212円
ベラルーシ共和国	121円	182円
ベリーズ	178円	267円
ペルー共和国	141円	212円
ベルギー王国	82円	100円
ポーランド共和国	110円	165円

ボスニア・ヘルツェゴビナ	154円	231円
ボツワナ共和国	160円	240円
ボリビア共和国	141円	212円
ポルトガル共和国	77円	93円
香港	65円	80円
ホンジュラス共和国	141円	212円
マーシャル諸島共和国	108円	162円
マイヨット島	178円	267円
マカオ	99円	149円
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	121円	182円
マダガスカル共和国	178円	267円
マディラ諸島	77円	93円
マラウイ共和国	138円	207円
マリ共和国	178円	267円
マルタ共和国	92円	138円
マルチニーク島	170円	255円
マレーシア	65円	80円
ミクロネシア連邦	108円	162円
南アフリカ共和国	138円	207円
ミャンマー連邦	108円	131円
メキシコ合衆国	92円	112円
モーリシャス共和国	138円	207円
モーリタニア・イスラム共和国	178円	267円
モザンビーク共和国	178円	267円
モナコ公国	83円	125円
モルディヴ共和国	121円	182円
モルドバ共和国	121円	182円
モロッコ王国	138円	207円
モンゴル国	116円	174円
モンセラット	170円	255円
モンテネグロ共和国	121円	182円
ヨルダン・ハシミテ王国	140円	210円
ラオス人民民主共和国	116円	174円

ラトビア共和国	121円	182円
リトアニア共和国	121円	182円
リヒテンシュタイン公国	80円	97円
リベリア共和国	178円	267円
ルーマニア	110円	165円
ルクセンブルク大公国	82円	100円
ルワンダ共和国	138円	207円
レソト王国	160円	240円
レバノン共和国	140円	210円
レユニオン	178円	267円
ロシア連邦	110円	165円

備考

1　国際ファクシミリ通信は、利用回線等（第１種契約のタイプ２の通信及び第５種契約の通信に係るものに限ります。）又は接続契約者回線等（第４種契約に係るものに限ります。）からの通信に限り行うことができます。

2　特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する総合ディジタル通信サービスの24Ｂ利用に係る利用回線からの通信については、その利用回線に係る共用契約者回線の指定の変更又は区別の変更があった場合には、行うことができません。

3　国際ファクシミリ通信は、送信受付日時及び発信者識別情報等を着信者の電気通信回線に通知する場合があります。

通信料金別表　選択制による通信料金の月極割引

第１種ファクシミリ通信網サービスに係る通信料金の月極割引

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）　定義等</td><td>「第１種ファクシミリ通信網サービスに係る通信料金の月極割引」とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、利用回線（第１種契約に係るものに限ります。以下この表において同じとします。）に係る通信料金（国内ファクシミリ通信料金（送達通知料を含みます。）に限ります。）の月間累計額について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。この場合、この月極割引には同表の２種類があり、あらかじめいずれか１つを選択していただきます。
１利用回線ごとに
<table>
<tr><th>種　類</th><th>定額料</th><th>割　引　額</th></tr>
<tr><td>（ア）　プラン１</td><td>月額550円
（605円）</td><td>利用回線に係る通信料金の月間累計額に0.10を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>（イ）　プラン２</td><td>月額1,550円
（1,705円）</td><td>利用回線に係る通信料金の月間累計額に0.15を乗じて得た額</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（２）　承諾</td><td>当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった利用回線が、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する加入電話に係る臨時加入電話契約、総合ディジタル通信サービスに係る臨時第１種契約又は臨時第２種契約の契約者回線である場合を除いて、これを承諾します。</td></tr>
<tr><td>（３）　月極割引の適用</td><td>ア　利用回線に係る通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。
イ　この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日（第１種ファクシミリ通信網サービスの提供を開始するときは、その提供開始日とします。）を含む料金月からとします。
　月極割引を開始した料金月については、契約者は、定額料の支払いを要しません。
ウ　この月極割引の廃止があった場合は、その廃止日を含む料金月の末日（契約の解除があったときは、その契約解除日とします。）までの通信料金について、この月極割引を適用します。
エ　この月極割引の種類の変更があったときは、その変更の承諾日を含む料金月以降の通信料金について、変更後の種類の月極割引を適用します。</td></tr>
</table>

	オ　この月極割引を選択している利用回線に係る電話番号等が変更となる場合であって、第69条（契約者からの通知）に規定する通知があったときは、電話番号等の変更日を含む料金月について、ウの規定にかかわらず、次の通り取扱います。 （ア）　電話番号等の変更日までの通信料金については、この月極割引を適用します。 （イ）　電話番号等の変更日以降の通信料金については、電話番号等の変更日から、この月極割引を適用します。 電話番号等の変更日を含む料金月（電話番号等の変更日以降に係る部分に限ります。）については、契約者は、定額料の支払いを要しません。 カ　契約者は、この月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断をしたとき、利用停止があったときその他ファクシミリ通信網サービスを利用することができなかった期間があった場合でも、定額料の支払いを要します。 ただし、契約者の責めによらない理由により、ファクシミリ通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月（１料金月の倍数である部分に限ります。）について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する定額料については、その支払いを要しません。 キ　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ク　定額料については、日割は行いません。 ケ　通信料金の月間累計額に割引率を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、通則８の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。

第３　手続きに関する料金

１　適用

区　　分	内　　容
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 種　　別 / 内　　容 譲渡承認手数料 / 利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払を要する料金

２　料金額

料　金　種　別	単　　位	料　金　額
譲渡承認手数料	１契約ごとに	800円（880円）

第２表　工事に関する費用（工事費）

１　適用

<table>
<tr><th>区　　分</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）工事費の算定</td><td>工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費を合計して算定します。</td></tr>
<tr><td>（２）交換機等工事費の適用</td><td>ア　ファクシミリ通信網サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。
イ　１の者からの申込み又は請求によりＮＴＴ東日本株式会社又はＮＴＴ西日本株式会社が行う専用契約（臨時専用契約を含みます。）に係る工事と当社の第４種ファクシミリ通信網サービスの工事（伝送速度の変更及び付加機能に関する工事を除きます。）とを同時に施工する場合には、当社の交換機等工事費を適用しません。
ウ　１の者からの申込み又は請求により当社が行う別記７の２に掲げる契約に係る工事と当社の第４種ファクシミリ通信網サービスの工事（伝送速度の変更及び付加機能に関する工事を除きます。）とを同時に施工する場合には、当社の交換機等工事費を適用しません。</td></tr>
<tr><td>（３）品目の変更若しくは区別又は回線収容部の変更の場合の工事費の適用</td><td>品目又は区別の変更の場合の工事費は、変更後の品目又は区別に対応する設備に関する工事に適用し、回線収容部の変更の場合の工事費は、変更後の回線収容部に関する工事に適用します。</td></tr>
<tr><td>（４）割増工事費の適用</td><td>当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、２（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。
<table>
<tr><th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr>
<tr><td>午後５時から午前０時まで及び午前０時から午前8時30分まで（１月１日から１月３日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、終日とします。）</td><td>その工事に関する工事費の合計額に1.6を乗じた額</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>（５）工事費の減額適用</td><td>当社は、（２）欄の規定による場合のほか、２（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</td></tr>
</table>

２　工事費の額

２－１　第１種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

付加機能（短縮ダイヤル機能、グループ指定通信機能、閉域接続機能、ファクシミリ案内機能、着信課金機能、特定番号着信機能、発信者課金型特定番号着信機能及びファクシミリ案内情報提供者課金機能に限ります。）の利用開始又は利用変更に関する工事

区分			単位	工事費の額
交換機等工事費	ファクシミリ案内機能	オープン型	１契約ごとに	1,700円 (1,870円)
		会員型	１契約ごとに	1,700円 (1,870円)
	ファクシミリ案内情報提供者課金機能		１契約ごとに	1,700円 (1,870円)
	上記以外の付加機能		１の工事ごとに	1,700円 (1,870円)
備考 ファクシミリ案内会員型は、プラン１に限ります。				

２－２　第４種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

２－２－１　ファクシミリ通信網サービスの提供の開始、回線収容部の変更、品目の変更又は付加機能（グループ指定通信機能、ファクシミリ案内機能、着信課金機能、特定番号着信機能、発信者課金型特定番号着信機能及びファクシミリ案内情報提供者課金機能に限ります。）の利用開始又は利用変更に関する工事

区分			単位	工事費の額
交換機等工事費	ア　イ以外の場合		１の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
	イ　付加機能の利用の開始に関する工事の場合	ファクシミリ案内機能	１契約ごとに	1,700円 (1,870円)
		ファクシミリ案内情報提供者課金機能	１契約ごとに	1,700円 (1,870円)
		上記以外の付加機能	１の工事ごとに	1,700円 (1,870円)

２－２－２　利用の一時中断に関する工事

区分		単位	工事費の額
(１)利用の一時中断	交換機等工事費	１の契約ごとに	2,000円 (2,200円)
(２)再利用の工事			２－２－１の工事費と同額

２－３　第５種ファクシミリ通信網サービスに係るもの

付加機能（グループ指定通信機能、ファクシミリ案内機能、着信課金機能、特定番号着信機能、発信者課金型特定番号着信機能及びファクシミリ案内情報提供者課金機能に限ります。）の利用開始又は利用変更に関する

工事

区分			単位	工事費の額
交換機等工事費	付加機能の利用の開始又は利用の変更に関する工事	ファクシミリ案内機能	1契約ごとに	1,700円 (1,870円)
		ファクシミリ案内情報提供者課金機能	1契約ごとに	1,700円 (1,870円)
		上記以外の付加機能	1の工事ごとに	1,700円 (1,870円)

料金表別表　利用回線から利用することができる通信モード

区　　分	通信モード	内　　容
Ｇ３モード	標準モード	通信速度が33,600bit/s、31,200bit/s、28,800bit/s、26,400bit/s、24,000bit/s、21,600bit/s、19,200bit/s、16,800bit/s、14,400bit/s、12,000bit/s、9,600bit/s、7,200bit /s、4,800bit/s又は2,400bit/sであって、走査線の読み取りにより符号化された画信号を伝送するものであり、Ａ４判又はＢ４判の紙面を使用した場合の走査線密度が3.85本／ミリとなるもの
	高品質モード	通信速度が33,600bit/s、31,200bit/s、28,800bit/s、26,400bit/s、24,000bit/s、21,600bit/s、19,200bit/s、16,800bit/s、14,400bit/s、12,000bit/s、9,600bit/s、7,200bit /s、4,800bit/s又は2,400bit/sであって、走査線の読み取りにより符号化された画信号を伝送するものであり、Ａ４判又はＢ４判の紙面を使用した場合の走査線密度が7.70本／ミリとなるもの

附　則

（実施期日）

第１条　この約款は、平成11年７月１日から実施します。

（契約に関する経過措置）

第２条　この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ」といいます。）がファクシミリ通信網サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供するファクシミリ通信網サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

第１種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 　第１種契約	第１種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 　第１種契約
第２種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 　第２種契約 　臨時第２種契約	第２種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 　第２種契約 　臨時第２種契約
第３種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 　第３種契約 　臨時第３種契約	第３種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 　第３種契約 　臨時第３種契約
第４種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 　第４種契約 　臨時第４種契約	第４種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 　第４種契約 　臨時第４種契約
第５種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 　第５種契約	第５種ファクシミリ通信網サービスに係る契約 　第５種契約

２　前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び区別等については、この附則に別段の定めがある場合を除いて、移行前の契約に係る品目及び区別等に相当するものとします。

第３条　削除

（付加機能に関する経過措置）

第４条　この約款実施の際現に、ＮＴＴが旧約款の規定により提供している付加機能は、この約款実施の日において、附則第２条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

（選択制による通信料金の月極割引に関する経過措置）

第５条　この約款実施の際現に、ＮＴＴが旧約款の規定により提供している選択制による通信料金の月極割引は、この約款実施の日において、附則第２条（契約に関する経過措置）の規定により、この約款の規定により当社が提供する選択制による通信料金の月極割引に移行したものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

第６条　この約款実施前に、旧約款の規定により生じた次の表の左欄の料金その他の債務に係る債権は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の会社がＮＴＴから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、その会社の契約約款及び料金表の規定に準じて取り扱います。

第１種ファクシミリ通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権	その利用回線を提供することとなる特定協定事業者
第２種ファクシミリ通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権	当社
第３種ファクシミリ通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権	当社
第４種ファクシミリ通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権	当社
第５種ファクシミリ通信網サービスに係る料金その他の債務に係る債権	当社

２　附則第２条（契約に関する経過措置）から第５条（選択制による通信料金の月極割引に関する経過措置）までの規定により、この約款実施前から継続して提供されることとなる電気通信サービスの料金のうち、この約款実施の日を含む料金月（同日を起算日とする料金月を除きます。）を単位として計算される、第１種ファクシミリ通信網サービスに係る基本料金（月額で定めるものに限ります。）については、ＮＴＴが提供した電気通信サービスと当社が提供する電気通信サービスとを合わせて旧約款に規定する料金を適用するものとします。

（前受金に関する経過措置）

第７条　この約款実施前に、旧約款の規定によりＮＴＴに預け入れた前受金は、この約款実施の日において、前条第１項に規定する料金その他の債務に係る債権を譲り受ける会社がＮＴＴから引き継ぐものとし、その取扱いについてはその会社の契約約款及び料金表の規定に準じて取り扱います。

（損害賠償に関する経過措置）

第８条　この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第２条（契約に関する経過措置）の規定により当社に移行する契約に係るものについては、この約款実施の日において、当社がＮＴＴから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（48kb/sの品目の第２種ファクシミリ通信網サービスに関する経過措置）

第９条　この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している48kb/sの品目の第２種ファクシミリ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、次のとおりとします。

（１）　回線使用料については、次のとおりとします。

ア　基本額

１契約ごとに

区　分	料　　金　　額	
	第２種契約のもの（月額）	臨時第２種契約のもの（日額）
第２種ファクシミリ通信網サービス	78,000円	7,800円

イ　アクセス回線料

１契約ごとに

区　分	料　　金　　額

	第２種契約のもの（月額）	臨時第２種契約のもの（日額）
第２種ファクシミリ通信網サービス	ア　その第２種契約に係る取扱所交換設備（当社が指定するものとします。）と他社接続契約者回線の終端（相互接続点となる部分を除きます。）が同一の都道府県の区域となる場合その取扱所交換設備と他社接続契約者回線の終端との間について特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する同一内容の専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額 イ　ア以外の場合 その取扱所交換設備と他社接続契約者回線の終端との間について当社の専用サービス契約約款に規定する同一内容の専用回線とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額	左欄の料金額の10分の１

（２）　付加機能使用料、工事に関する費用及びその他の提供条件については、9,600b/sの第２種ファクシミリ通信網サービスの場合に準ずるものとします。

（この約款実施前に行った手続きの効力等）

第10条　この約款実施前に、ＮＴＴに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供するファクシミリ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

２　この約款実施の際現に、ＮＴＴが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供するファクシミリ通信網サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附　則（平成12年３月27日経企第1389号）

この改正規定は、平成12年４月３日から実施します。

ただし、この改正規定中、第１種ファクシミリ通信網サービスに係る契約料及び第５種ファクシミリ通信網サービスに係る契約料については、平成12年５月１日から実施します。

附　則（平成12年6月29日経企第470号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成12年７月３日から実施します。

ただし、この改正規定中、第４種ファクシミリ通信網サービスに係る国際ファクシミリ通信の部分については、平成12年９月１日より実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成12年10月31日までの間、国際ファクシミリ通信に係る高品質モードの料金については、標準モードの料金と同一の額として適用しま

す。

附　則（平成12年12月19日経企第1555号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成12年12月27日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により当社と第１種契約を締結している者については、改正後の規定（第14条（当社が行う契約の解除）第１項第２号に限ります。）にかかわらず、なお従前のとおりとし、また当社と第５種契約を締結している者についてもこれと同様とします。

附　則（平成13年５月30日経企第408号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成13年６月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

3　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則（平成13年６月27日経企第636号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成13年７月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定に基づき、当社が通信に関する料金を請求することとした第1種契約者について、当社がその料金を請求する事由がなくなった場合でも、当分の間、当社が請求するものとします。

附　則（平成13年７月31日経企第802号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成13年８月１日から実施します。

（経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第２種ファクシミリ通信網サービス及び第３種ファクシミリ通信網サービスに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第１種ファクシミリ通信網サービスのタイプ１に係るＧ４モードの高品質モードに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第１種ファクシミリ通信網サービスのタイプ１に係るファクシミリボックス機能に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

5　この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

6　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成13年11月22日経企第1613号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成13年11月30日から実施します。

（その他）
2　経企第802号（平成13年７月25日）の附則２（経過措置）の規定において、料金表第１表第２（通信に関する料金）２－１－１(１)備考１(１)及び６については、この改正規定実施の日において、次のように改めます。

備考 １　タイプ１の通信については、次の通信に限り行うことができます。 （１）　他社接続契約者回線（第２種契約に係るものに限ります。）又は利用回線（第３種契約に係るものに限ります。）から利用回線（第１種契約に係るものに限ります。）、特定契約者回線又は加入電話等設備（別記７の(2)に掲げる加入電話等契約に基づいて設置されるものに限ります。）への通信 ６　ファクシミリ通信網を利用する通信については、送信受付日時及び発信者識別情報（発信者の加入電話等の電話番号、ファクシミリ通信網番号若しくは利用回線番号等発信者側の利用回線又は他社接続契約者回線等を識別するための情報をいいます。以下同じとします。）等を着信者の利用回線、他社接続契約者回線、加入電話等の契約者回線又は加入電話等設備に通知します。

附　則（平成13年12月14日経企第1782号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成13年12月23日から実施します。
ただし、この改正規定中、第１種ファクシミリ通信網サービスに係るタイプ１の通信料金（標準モード及び高品質モードのものに限ります。）については、平成14年１月３日より実施します。
（経過措置）
2　第１種契約者が料金表第１表（料金）第１（基本料金）に規定する第１種契約に係る付加機能（着信課金機能に係るものに限ります。）の契約者であって、その第１種契約者へ経企第802号（平成13年７月31日）の附則２（経過措置）における第２種契約者及び第３種契約者からの通信があった場合の通信料金については、１にかかわらず、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
ただし、この改正規定中、第61条（延滞利息）に係る取扱いについてはこの限りではありません。
4　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
ただし、この改正規定中、第61条（延滞利息）に係る取扱いについてはこの限りではありません。
（その他）
5　経企第802号（平成13年７月31日）の附則３及び４（経過措置）を削除します。

附　則（平成14年２月12日経企第2178号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成14年２月15日から実施します。
（その他）
2　経企第1613号（平成13年11月22日）の附則２（その他）の取扱いについてはなお従前のとおりとします。

附　則（平成14年３月28日経企第2558号）
（実施期日）

この改正規定は、平成14年４月１日から実施します。

附　則（平成14年５月16日経企第301号）

（実施期日）

この改正規定は、平成14年5月17日から実施します。

附　則（平成14年７月５日経企第628号）

（実施期日）

この改正規定は、平成14年７月12日から実施します。

附　則（平成14年12月６日経企第1104号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成14年12月16日から実施します。

（経過措置）

２　料金表第１表（料金）の２－２（国際ファクシミリ通信料金等）に規定する取扱地域のうちセイシェル共和国及びディエゴ・ガルシアについては、この附則実施の日から当分の間、国際ファクシミリ通信の取扱いを行いません。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附　則（平成15年３月６日経企第1359号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年３月31日から実施します。

（その他）

２　経企第802号（平成13年7月31日）の附則２、５及び６を削除に改めます。

３　経企第1613号（平成13年11月22日）の附則２を削除に改めます。

４　経企第1782号（平成13年12月14日）の附則２を削除に改めます。

５　経企第2178号（平成14年2月12日）の附則２を削除に改めます。

附　則（平成15年６月９日経企第274号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成15年６月９日から実施します。

附　則（平成16年３月29日経企第1289号）

（実施月日）

１　この改正規定は、平成16年４月１日から実施します。

附　則（平成16年９月10日ＢＢブ第197号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

附　則（平成16年11月1日ＢＢサ第328号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成16年11月1日から実施します。

附　則（平成17年1月12日ＢＢサ第380号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成17年1月14日から実施します。
（その他）
2　経企第1555号（平成12年12月19日）の附則２（経過措置）の規定を削除に改めます。

附　則（平成17年３月29日ＢＢサ第473号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年４月１日から実施します。

附　則（平成17年３月30日ＢＢブ第725号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成17年４月１日から実施します。ただし、この改正規定中、当社の加入電話等契約に基づく利用回線を使用して提供する第１種ファクシミリ通信網サービスに係る部分については、平成17年４月15日から実施します。

附　則（平成17年６月10日ＢＢサ第50号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年１月１日から実施します。

附　則（平成17年12月26日ＢＢサ第268号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年１月25日から実施します。

附　則（平成18年３月28日ＢＢブ第790号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年４月１日から実施します。

附　則（平成18年５月24日ＢＢサ第59号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年６月１日から実施します。

附　則（平成18年７月18日ＢＢサ第111号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年８月１日から実施します。

附　則（平成18年９月25日ＢＢサ第172号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年10月１日から実施します。

附　則（平成18年９月27日ＢＢサ第178号）
（実施期日）
1　この改正規定は、平成18年10月１日から実施します。
（経過措置）
2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年１月26日ＢＢサ第289号）
（実施期日）

１　この改正規定は、平成19年４月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年７月24日ＢＢサ第700232号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成19年７月26日から実施します。

附　則（平成19年12月21日ＢＢ企第700223号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年１月１日から実施します。
（ユニバーサルサービス料に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成19年12月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定適用前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
４　この改正規定適用前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成19年12月21日ＢＢブ第700409号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（損害賠償に関する経過措置）
３　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成20年３月26日ＢＢサ第700596号/平成20年７月30日ＢＢブ第800154号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成20年８月１日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の契約料及び工事費の適用については、次のとおりとします。
（１）　従前の契約料及び工事費を適用するもの
ア　平成20年７月31日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの
イ　契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（（２）に該当する場合を除きます。）
（２）　別に合意した契約料及び工事費の額を適用するもの
ア　契約料及び工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と

契約者との間で合意がなされているもの
イ　契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの

3　この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

5　経企第32号（平成11年７月１日）の附則第３条を削除します。

附　則（平成20年８月28日　ＢＢブ第800184号）

（実施期日）

この改正規定は、平成20年９月１日から実施します。

附　則（平成21年１月27日　ＢＢサ第800410号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成21年２月１日から実施します。

（ユニバーサルサービス料に関する経過措置）

2　この改正規定実施の際現に、料金月の初日が平成21年１月31日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

4　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成22年５月28日　ＢＮＳテ第000067号）

（実施期日）

この改正規定は、平成22年６月１日から実施します。

附　則（平成22年５月25日　ＢＮＳ販第000112号）

（実施期日）

この改正規定は、平成22年６月１日から実施します。

附　則（平成22年６月30日　ＢＮＳテ第000129号）

（実施期日）

この改正規定は、平成22年７月12日から実施します。

附　則（平成22年６月28日　ＢＮＳネサ第000053号）

（実施期日）

この改正規定は、平成22年７月31日から実施します。

附　則（平成22年９月24日　ＢＮＳネサ第000124号）

（実施期日）

1　この改正規定は、平成22年10月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

３　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成23年12月２日　ＶＶサ第100395号）

（実施期日）

この改正規定は、平成23年12月５日から実施します。

附　則（平成24年７月30日　ＶＶサ第200324号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成24年７月31日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

３　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成25年３月４日　ＶＶサ第200932号）

この改正規定は、平成25年３月８日から実施します。

附　則（平成25年11月22日　ＶＶサ第300590号）

（実施期日）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附　則（平成26年３月19日　ＶＶサ第300973号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成26年４月１日から実施します。

（経過処置）

２　平成26年４月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律第五条第二項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく４％に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく100分の25を乗じて得た率を加算して適用します。

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに係る損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年４月21日　ＶＶサ第400023号）

（実施期日）

１　この改正規定は、平成27年５月１日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成26年９月５日　ＶＶサ第400317号）

この改正規定は、平成26年９月８日から実施します。

附　則（平成27年４月23日　ＶＶサ第500038号）
この改正規定は、平成27年４月27日から実施します

附　則（平成27年７月29日　ＶＶサ第00001366号）
この改正規定は、平成27年７月31日から実施します。

附　則（平成27年12月24日　ＶＶサ第00011223号）
この改正規定は、平成28年１月１日から実施します。

附　則（平成27年12月22日　ＶＶサ第00127035号）
（実施期日）
１　この改正規定は、平成28年12月31日から実施します。
（経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（平成30年１月29日　ＶＶサ第00293001号）
この改正規定は、平成30年２月１日から実施します。

附　則（平成30年３月22日　ＶＶサ第00319949号）
この改正規定は、平成30年４月２日から実施します。

附　則（平成30年９月13日　ＶＶサ第00390238号）
この改正規定は、平成30年10月１日から実施します。

附　則（平成31年３月５日　ＶＶサ第00461290号）
この改正規定は、平成31年３月８日から実施します。

附　則（令和元年９月11日　ＶＶサ第00541388号）
（実施期日）
１　この改正規定は、令和元年10月１日から実施します。
（経過措置）
２　令和元年10月１日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第五条第二項及び第十六条第一項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく6.3％に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく63分の17を乗じて得た率を加算して適用します。
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（令和２年２月14日　ＶＶサ第00603943号）
この改正規定は、令和２年３月２日から実施します。ただし、第66条の２（サービスの廃止）の規定は、令和２年３月31日から実施します。

附　則（令和２年６月23日　ＡＰＳ１サ第00662362号）

この改正規定は、令和２年７月１日から実施します。

附　則（令和３年６月15日　ＡＰＳ１サ第00794789号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。

（経過措置）

２　料金表第１表（料金）第１（基本料金）２（料金額）２－４（電話リレーサービス料）の２－４－１（第４種ファクシミリ通信網サービスに係るもの）、２－４－２（第５種ファクシミリ通信網サービスに係るもの）及び２－４－３（特定番号着信機能に係るもの）の備考欄の期間について、令和３年度においては、令和３年７月利用分から起算して適用するものとします。

３　この改正規定実施の際現に、料金月の初日が令和３年６月30日以前の料金月に係る料金については、翌料金月の初日から適用を開始します。

４　削除

５　削除

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

７　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（令和３年11月25日　ＡＰＳ１サ第00851447号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和３年12月１日から実施します。

（経過措置）

２　ＡＰＳ１サ第00794789号（令和３年６月15日）の附則４及び５を、令和３年12月１日をもって削除します。

３　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（令和４年３月17日　ＡＰＳ１サ第00895962号）

この改正規定は、令和４年３月18日から実施します。

附　則（令和６年２月21日　ＣＡＳ１サ第000400003309-01号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年４月１日から実施します。

（経過措置）

２　削除

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

４　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（令和６年５月27日　ＣＡＳ１サ第000400004273-01号）

（実施期日）

１　この改正規定は、令和６年５月31日から実施します。

（経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
3　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（令和６年６月17日　ＣＡＳ企第000400004259-01号）
この改正規定は、令和６年７月１日から実施します。

附　則（令和６年９月26日　ＣＡＳ１サ第000400003309-02号）
（実施期日）
1　この改正規定は、令和６年10月１日から実施します。
（経過措置）
2　ＣＡＳ１サ第000400003309-01号（令和６年２月21日）の附則２を、令和６年10月１日をもって削除します。
3　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第４種ファクシミリ通信網サービス（他社接続契約者回線に係るもの又は接続契約者回線（別記７の２に掲げるUniversal Oneサービスのうち Universal Oneサービス契約約款（第１編）に規定するVPNサービスのうちレイヤー２又はレイヤー３に係るギャランティアクセスのイーサタイプ（NTT東日本・西日本ワイド利用）に限ります。）に係るものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。
4　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
5　この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附　則（令和７年６月16日　ＣＡＳ企第000400007070-01号）
この改正規定は、令和７年７月１日から実施します。

附　則（令和８年２月３日　ＣＡＳ１サ第 000400010005-01 号）
この改正規定は、令和８年３月１日から実施します。

附　則（令和８年２月 25 日　ＣＡＳ１サ第 000400010197-01 号）
この改正規定は、令和８年４月１日から実施します。